



アジア新興国の外資規制の研究－実務レベルにおける対応方針の提言に向けて－

安田, 健一

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2023-09-25

(Date of Publication)

2024-09-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第8709号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100485893>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博士學位論文

アジア新興国の外資規制の研究

—実務レベルにおける対応方針の提言に向けて—

神戸大学大学院法学研究科

専攻：法学政治学

指導教員：川島富士雄

学籍番号：193J142J

氏名：安田健一

提出年月日：令和5年7月3日

論文要旨

第1章 序論

新興国や途上国では、安全保障に関する外資規制だけでなく、国内産業を保護するという目的や、外国資本に国内資本とのジョイント・ベンチャー法人形成を強制し、ジョイント・ベンチャー法人の運営を通じて国内に技術を移転させること等を目的とした、産業政策の側面を持つ外資規制も設けられている。外資規制には、外国資本による投資を直接規制するもののほか、事実上外国資本による参入の障壁になっている制度もある。

本研究は、アジア新興国の外資規制とこれに対して実施されている政策レベルの対応策及び実務レベルの対応策を調査したうえで、実務レベルの対応策について提言を行うものである。研究対象国は、アジアにおける日本からの直接投資額上位(2020年)の国及び地域(ただし国際通貨基金が分類する先進国・地域を除いたもの)のうち上位5か国である中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインドとし、うち中国及びタイについて、より詳細な調査を行うとともに外資規制に対する実務レベルの対応策に関する提言を行う。

本研究では、外資規制による実務上の悪影響やこれに対する実務上の対策を研究対象とすることから、文献調査に加えて、筆者自身が実務上得た経験・知見を参照する他、中国及びタイのそれぞれにおける日本資本による進出実務に造詣の深い専門家や中国及びタイのそれぞれにおいて日本資本による進出を支援する団体に対してインタビューを実施し、個別案件には言及しない形で情報及び示唆を得ている。

第2章 アジア新興国各国における外資規制の概要

調査対象国はいずれも、いわゆるネガティブリスト方式を導入し、外国資本による投資は原則自由としつつ、ネガティブリストの対象事業については、完全に禁止するか、内国資本との共同出資によるジョイント・ベンチャー会社を設立して事業を行わせる等の制約を課している。

外国資本による土地の所有に関する規制は調査対象国の間でも異なっている。詳細な調査対象国である中国及びタイのうち、中国はそもそも土地の私有が認

められておらず、私人間では土地所有権の取引が行われている。外国人や外国法人は土地所有権を単独で取得することができないが、外国資本が出資している中国法人であれば土地所有権を得ることができる。一方タイでは、土地は所有権の対象となるが、外国人及び外国法人のほか、タイ法人であっても、外国資本の出資比率及び頭数比率に基づき土地法における「外国人」に該当する場合には原則として土地の所有権を取得できない。

第3章 中国及びタイにおける外資規制

中国は、改革開放路線の採用後、外国資本が中国に進出するための制度の整備が進み、WTO加盟をきっかけに、外国資本への市場開放や外国資本に対する不利益取り扱いの改善を加速させた。習近平政権の発足後も、一般的な傾向としては、外商投資法の制定等、外国資本に対する市場開放と内国資本と比べた際の外国資本の平等な取扱いをさらに拡大する傾向にあるが、経済安全保障の観点から外国資本による投資及び事業活動への制約を強化する動きも見られている。

中国の外資規制に関しては、外資規制制度の不明確さ、法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、外資差別、制度に由来する外資企業による事業活動の制約、事実上の内資優遇政策の存在といった問題点が指摘されている。また、外資規制によって日本資本による出資比率に上限が設けられている場合や、事実上設けられている内資優遇政策の対象企業となるために、日本資本出資者及び中国内国資本出資者によるジョイント・ベンチャー企業が設立され出資者間における経営方針・経営文化の違いや、中国側パートナー出資者等による不適切な行為（そして、それに対する備えの欠如）等のために様々なトラブルが発生しうる。

タイにおける外資規制の基本的な枠組みは、外国人事業法に基づき、同法が定義する「外国人」に該当する者が一定の事業を行うことを原則禁止するというものである。このようなタイの外資規制への対応として、外国資本がタイ内国資本との間で、タイ側株主がマジョリティ出資を行うことで外国人事業法上の外国人の定義にあてはまらないジョイント・ベンチャー企業を設立するという手法による進出が数多く行われてきた。

タイの外資規制に関しては、外資規制制度の不明確さや他国企業の不当な優

遇といった問題点が指摘されている。また、タイにおいては、外国人事業法に基づく許可制度が不明確であるということも一因となって、上記のようなジョイント・ベンチャー企業をタイ内国資本とともに設立し外資規制を回避するという手法が広く取られてきたところ、タイ側株主に経営を支配されるケースを典型例とする、日本側株主とタイ側株主とのジョイント・ベンチャー企業を巡るトラブルが多く発生している。

第4章 中華人民共和国及びタイ王国の外資規制に対する政策レベル及び実務レベルの対応

日本と中国が参加する二国間及び多国間の条約として、GATS、日中投資保護協定、日中韓投資協定、RCEP 協定があり、外国投資家による投資活動を保護するための定めが置かれている。また、日中経済協会や日中投資促進機構、中国日本商会といった団体が、外資規制に関する要望の発表や中国政府に対する申入れ等を行っている。

中国において実務レベルで実施されている外資規制への対応策としては、VIEスキームや名義貸しといったものがあるが、いずれについても関連する契約が無効と判断される等のリスクが指摘されている。

日本とタイが参加する二国間及び多国間の条約として、GATS、日タイ経済連携協定、AJCEP 協定、RCEP 協定があり、外国投資家による投資活動を保護するための定めが置かれている。また、貿易・投資円滑化ビジネス協議会や、バンコク日本人商工会議所といった団体が、外資規制に関する要望の発表や中国政府に対する申入れ等を行っている。

タイにおいて実務レベルで実施されている外資規制への対応策としては、外国人事業法に基づく許可の取得や投資奨励制度に基づく外資規制免除措置の取得、名義貸し、複数議決権スキームの活用といったものがあるが、外国人事業法に基づく許可の取得は認められにくい、投資奨励制度に基づく外資規制免除措置は利用できる場面が限られている、名義貸しや複数議決権スキームについては違法の疑いがあるといった問題点が指摘されている。

第5章 中国及びタイの外資規制等を踏まえた実務上の対応に関する提言

中国の外資規制制度等への実務レベルの対応として、以下のとおり提言する。

①外資規制対象業種かどうかの判断に際しては、経験のある専門家のサポートを受けて検討を行う。この際、専門家が具体的な事業内容・事業計画を正確に把握できるよう丁寧に情報共有を行うべきである。行政当局担当者から回答が得られたとしても、当局として責任を持った回答ではなく担当者の個人的見解に過ぎない場合があるため留意が必要である。

②法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、外資差別等への対応としては、担当者の上席者を含めた当局との交渉（説得の材料として、各種法令違反の指摘等が考えられる）や、大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れやこれら機関・団体への相談といった対応が考えられる。特に、不当な対応が担当者の判断・裁量レベルで行われているものではなく、実際には組織的な方針に基づくものである場合、個々の企業による活動で状況が改善する可能性は低いと言わざるを得ず、大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れや、下記③の長期的なアプローチが必要になると考えられる。

③大使館・領事館や各種経済団体への情報共有及び相談は、目前の問題事例への対応としてだけでなく、長期的・一般的な問題解決のためのアプローチにも役立つものである。個々の問題事例に関する情報が経済団体等に蓄積され、当該団体等による提言等の形で公表されることによって、日本政府として、条約等の締結・改正や、中国政府に対する改善申し入れのニーズを把握することが可能となる。中国の制度や政策に基づく問題点については、このような長期的なアプローチによる解決が必要と考えられる。

④中国出資者とのジョイント・ベンチャー企業を設立する場面においては、設立時の出資者間契約や定款における手当、ジョイント・ベンチャー企業の運営に関する留意点、撤退・ジョイント・ベンチャーの解消といった場面において、日本側出資者が自己の利益を保護するために留意すべき点が複数存在する。

タイの外資規制制度等への実務レベルの対応として、以下のとおり提言する。

①外資規制対象業種かどうかの判断に際しては、経験のある専門家のサポートを受けて検討を行うべきである点は中国と同様である。投資奨励制度と比べ外国人事業法上の許可は取得が困難と指摘されているが、許可を得られるかどうかの事前検討においても、申請をする場合の当局者対応においても、実績のある

専門家のサポートを受けることが有用である。

②大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れやこれら機関・団体への相談が有用である点、一般的な制度の改善には長期的なアプローチが必要となる点も中国と同様である。

③タイ株主とのジョイント・ベンチャー企業を設立する場面においても、中国同様の留置点が当てはまる。特に、タイでは柔軟な機関設計や機関の権限設定が可能であるため、これを活用して日本側株主の利益の保護を試みるべきである点や、ジョイント・ベンチャー企業の運営に際して、中国よりもさらに言語の問題が大きな支障となりがちである点に留意すべきである。

以上

目次

第1章 序論	4
第1節 本研究の背景、対象及び課題.....	4
第2節 本研究の手法.....	7
第3節 本論文の構成.....	7
第2章 アジア新興国各国における外資規制の概要	8
第1節 はじめに.....	8
第2節 中国.....	13
第3節 タイ.....	16
第4節 ベトナム.....	19
第5節 インドネシア.....	23
第6節 インド.....	25
第3章 中国及びタイにおける外資規制	28
第1節 中国.....	28
第1款 外国資本及び日本資本による進出の概要.....	28
第2款 中国の外資規制の沿革.....	29
第3款 外資規制等による日本資本の中国進出に対する影響.....	32
第2節 タイ.....	36
第1款 外国資本及び日本資本による進出の概要.....	36
第2款 タイの外資規制の沿革.....	37
第3款 外資規制による日本資本のタイ進出に対する影響.....	39
第3節 中国とタイの外資規制の比較.....	43
第4章 中華人民共和国及びタイ王国の外資規制に対する政策レベル及び実務 レベルの対応	43
第1節 中華人民共和国.....	44
第1款 政策レベルの対応.....	44
第2款 実務レベルの対応.....	50
第2節 タイ王国.....	51
第1款 政策レベルの対応.....	51

第2款 実務レベルの対応	55
第5章 中国及びタイの外資規制等を踏まえた実務上の対応に関する提言 .	56
第1節 はじめに.....	56
第2節 中国における実務上の対応に関する提言.....	57
第3節 タイにおける実務上の対応に関する提言.....	70
第6章 結語	78

【略語表】

略語	正式名称
AJCEP 協定	包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定
CPTPP	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定
GATS	サービスの貿易に関する一般協定
ISDS	投資家と国家の間の紛争解決手続き
JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構
JICA	独立行政法人国際協力機構
RCEP 協定	地域的な包括的経済連携協定
TRIMs 協定	貿易に関連する投資措置に関する協定
VIE	Variable Interest Entities (変動持分事業体)
WFOE	Wholly-Foreign Owned Enterprise (外資100パーセント子会社)
WTO	世界貿易機関
インド	インド共和国
インドネシア	インドネシア共和国
タイ	タイ王国
中国	中華人民共和国
日中韓投資協定	投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定

日中投資保護協定	投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定
米国	アメリカ合衆国
ベトナム	ベトナム社会主義共和国
日タイ経済連携協定	経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定

【図表及び表リスト】

図表 1 アジアにおける日本からの直接投資額上位の国・地域(2020年)

図表 2 聞き取り調査の実施日及び実施先

図表 3-1 外国資本による中国への直接投資額(実行額ベース)

図表 3-2 外国資本によるタイへの直接投資額

表 各国の法人形態における組織及び機関の概要

第1章 序論

第1節 本研究の背景、対象及び課題

いわゆる外国資本による国内事業への参入に関しては、自由主義先進国に分類される国家であっても、安全保障に関する事業等、一定の業種について規制が設けられている。例えば日本では、外国からの対内直接投資等に対し、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出又は事後報告（事前届出の対象となる対内直接投資等は、原則として届出から30日間当該行為の実施が禁止される）の要求、一定の要件を満たす場合における中止勧告、中止命令、措置命令といった制度が設けられているほか、航空法等一部の業法が外国資本による日本企業への出資比率に上限を設けている。一方、新興国や途上国では、外国資本と比べて競争力に劣る国内産業を保護するという目的や、外国資本に国内資本とのジョイント・ベンチャー法人形成を強制し、ジョイント・ベンチャー法人の運営を通じて国内に技術を移転させること等を目的とした、産業政策の側面を持つ外資規制も設けられている。外資規制には、国内法人持分の取得制限のように外資による参入を直接規制するもののほか、国内に居住していることを会社の取締役になる条件とする等、外国資本による国内投資を直接の規制対象としていないものの、事実上外国資本による参入の障壁になっているものもある。本研究では、後者のような事実上の参入障壁も外資規制に含めて検討を行う。

こうした外資規制は、日本の資本が対象国へ進出する際の障壁となっているところ、国家間協定を締結して日本資本による進出について外資規制を緩和させるような、政策レベルの対象国への進出支援がなされている例がある。また、既存の外資規制を前提としながらも、投資目的を達成すべく、規制内容に解釈の余地がある場合に当局担当者との折衝によって事業が実施可能である旨の確認を得る、国内資本とのジョイント・ベンチャー企業を設立する場合に株主間契約や種類株を活用する等、様々な対応策が採用され、発展してきている。本研究では、このような既存の規制を前提とした民間事業者による対応策を、政策レベルの対応策と対比して「実務レベル」の対応策と呼称する。

人口減少局面にある日本の企業及び資本にとって、外国への進出は今後ますます重要となり、その障壁となる外資規制の理解とこれへの対応もまた、より重要度を増していく。しかしながら、外資規制とそれに対する対応について、実務

的な観点も踏まえた上で、現状を整理するとともに提言を行うような先行研究は限られている¹。

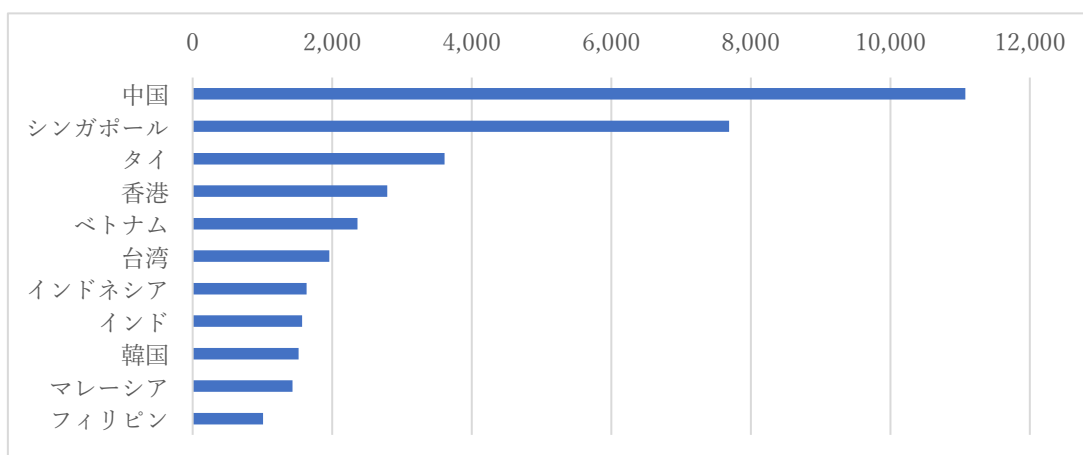
本研究は、このような状況を踏まえ、日本資本が新興国に対して進出する場合の外資規制に関して調査を行うとともに、外資規制に対する実務面からの対応方法を提言するものである。本研究では、日本資本が、対象国の法律に基づき設立された営利法人の出資持分の全部又は一部を保有し、対象国内の一定の事業に参入する状況における外資規制を研究の対象とする。上場企業や多数の株主が存在する企業にのみ適用される外資規制については、適用される場面が限定されることから、本研究の対象外とする。

本研究の対象国としては、日本からの対外直接投資が拡大しており、今後も拡大が見込まれるアジアの新興国を選定する。具体的には、アジアにおける日本からの直接投資額上位(2020年)²の国及び地域(ただし国際通貨基金が分類する先進国・地域を除いたもの)のうち(図表1)、上位5か国である中華人民共和国(香港、マカオ、台湾は含まない。以下「中国」という。)、タイ王国(以下「タイ」という。)、ベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)、インドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)及びインド共和国(以下「インド」という。)を研究対象として外資規制を調査する。

【図表1】アジアにおける日本からの直接投資額上位の国・地域(2020年)

¹ 特定国の外資規制の沿革と分析を行うものとしては臼井隆行「中国的新外商投資法：40年の改革開放之間對外資措施的
主要变化以及保護外国投資者權益的新工具」中国人民大学法学院修士論文(未公刊)(2020)、臼井隆行「外商投資法」、<https://yohiralo.com/0-0/>、(最終閲覧日：2023年6月10日)、榎本啓一郎「海外事業投資と外資規制—タイ国「外国人事業法」に関する考察」福岡大學商學論叢175号123頁以下(2004)がある。また、Chandler MHM Limited=森・濱田松本法律事務所バンコクオフィス『最新 タイのビジネス法務 [第2版]』18頁以下(商事法務、2019)等、弁護士等の実務専門家が執筆する特定国のビジネス関連法に関する書籍が、実務対応のための参考情報として、当該国の外資規制及び留意点について整理していることもある。

² 独立行政法人日本貿易振興機構(以下「JETRO」という。)ウェブサイト「直接投資統計」(<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>)内の「長期データ 対外」(最終閲覧日：2023年6月10日)



出典：脚注2の資料のデータに基づき筆者が作成。単位：100万米ドル

特に、中国及びタイについては、本研究の対象国のうち直接投資額の上位2か国であること、日本資本による進出がアジアの新興国の中で比較的古くから行われてきたことに加え、中国は事実上の一党独裁体制で政府が強力な権限を有する代表的な国として、タイは後述する内国資本とのジョイント・ベンチャーによる外資規制対策が実務上広く活用されている代表的な国として、それぞれ研究対象として有意義であることから、より詳細な調査を行うとともに、外資規制に対する実務面の対応策に関する提言を行うものである。

本研究の研究課題を整理すると以下のとおりとなる。

- ① アジア新興国各国の外資規制はどのようなものか。
- ② 中国及びタイにおける外資規制の背景事情、沿革はどのようなものか。また、これらの外資規制によって日本企業による進出にどのような支障が生じているか。
- ③ 中国及びタイにおける外資規制に対し、国家間の条約や、経済団体による要請等、どのような政策上の対応が行われているか。これらの政策上の対応によってどのような効果が生じているか。
- ④ 中国及びタイにおいて、外資規制によって生じる支障に対し、実務上の対応策としてどのような手法が用いられているか。また、それらの効果及び課題はどのようなものか。
- ⑤ 上記①から④までの内容を踏まえ、中国及びタイにおける投資環境のさらなる改善のためにどのような実務上の対応が考えられるか。

本研究は、新興国における外資規制の理解に資するとともに、外資規制に対する実務上の対応に示唆を与え、ひいては日本資本の長期的な対外進出の一助となることを目指すものである。事業活動を行うための会社法制等や外資規制は国ごとに異なるものであるが、新興国の外資規制やそれに対する対応には共通している要素もあることに鑑みれば、各国の法制度を前提としない、一般的に妥当する知見については、本研究の直接の対象国だけではなく、その他の新興国における外資規制に対応する際にも一定の参考になるものと期待される。

第2節 本研究の手法

本研究では、文献調査の対象として、日本国内における既存の論文、文献への調査を行うほか、特に詳細な調査の対象とする中国及びタイについては、当該国の外資規制に関する、当該国自身を含む日本国外の資料も調査対象とした。

加えて、外資規制による実務上の悪影響やこれに対する実務上の対策を研究対象とすることから、筆者自身が実務上得た経験・知見³を参照する他、中国及びタイのそれぞれにおける日本資本による進出実務に造詣の深い専門家や中国及びタイのそれぞれにおいて日本資本による進出を支援する団体に対して聞き取り調査を実施し、個別案件には言及しない形で情報及び示唆を得ることとする。聞き取り調査の実施日及び実施先は本章末尾の図表2のとおりである。

第3節 本論文の構成

本論文では、第2章において、中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインドの外資規制の概要を整理する。そのうえで、詳細な調査の対象である中国及びタイについては、第3章でその外資規制の沿革と外資規制による日本資本への影響をまとめ、第4章では両国の外資規制に対して政策レベル及び実務レベルで実施されている対策について述べたうえで、第5章で当該両国の外資規制に対する実務レベルの対応策の提言を行う。

³ 筆者は、日系企業を多数顧客に持つ中国の法律事務所及び日系総合商社のタイ法人でそれぞれ勤務した経験があり、これら海外での勤務経験後も、日本の法律事務所で、日系企業の中国及びタイにおける進出、撤退等を弁護士として支援している。

【図表 2】聞き取り調査の実施日及び実施先

中国	
日付	聞き取り調査先
2023年1月19日	日系企業の進出支援を行う専門家（在中国）
2023年2月1日	日系企業の進出支援を行う団体（在日本）
2023年2月2日	日系企業の進出支援を行う専門家（在日本）
2023年2月9日	日系企業の進出支援を行う団体（在中国）
2023年2月13日	日系企業の進出支援を行う団体（在日本）
2023年2月27日	日系企業の進出支援を行う団体（在中国）
2023年3月6日	日系企業の進出支援を行う専門家（在中国）

タイ	
日付	聞き取り調査先
2023年2月28日	日系企業の進出支援を行う団体（在タイ）
2023年2月28日	日系企業の進出支援を行う専門家（在日本）
2023年3月1日	日系企業の進出支援を行う団体（在タイ）
2023年3月2日	日系企業の進出支援を行う専門家（在日本）
2023年3月3日	日系企業の進出支援を行う専門家（在タイ）
2023年3月7日	日系企業の進出支援を行う専門家（在タイ）

第2章 アジア新興国各国における外資規制の概要

第1節 はじめに

本章では、中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインド各国における現在の外資規制の概要を整理する。比較の便宜のため、各国の外資規制の主な内容を①概要、②対象業種、③出資上限規制、④土地所有等に関する規制、⑤投資奨励措置等による規制の緩和、⑥日本との投資協定による規制の緩和、⑦その他に分類する。

なお、以下では各国のあらゆる法人形態について検討を加えるのではなく、調

査対象は各国において外国資本が一般的に投資を行う法人形態1つを選定する。具体的には、中国では有限責任会社、タイでは非公開株式会社、ベトナムでは有限責任会社、インドネシアでは株式会社、インドでは非公開有限責任会社の形態による進出を前提とする。各国の法人形態における組織及び機関の概要（原則的な定め）は以下の表のとおりである。比較対象として、日本の取締役会設置会社である株式会社についても記載する。

表 各国の法人形態における組織及び機関の概要

国	①最高意思決定機関	②左記①の議決要件	③取締役及び代表取締役等	④監査役等
日本 (取締役会設置会社である株式会社)	株主総会	普通決議は出席株主の議決権の過半数の賛成が必要。特別決議は出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要	株主総会が取締役を選任する。3名以上の取締役による取締役会が設置され、取締役会が会社を代表する代表取締役を取締役の中から選任する	株主総会が監査役を選任する。

<p>中国 (有限責任 会社)</p>	<p>株主会</p>	<p>普通決議は出席 出資者の議決権 の過半数、一部 事項は出席出資 者の議決権の3 分の2以上の特 別多数の賛成が 必要 ※出資者は原則 として出資比率 に応じて議決権 を有するが、定 款で別の定めを することができる</p>	<p>株主会が董事 を選任する。3 名から13名 までの董事に よって構成す る董事会が設 置される。董事 会は定款が定 める方法で選 出される董事 長1名を置く。 董事会は会社 の生産経営管 理を主管し、董 事会決議を実 施する等の職 務を行う総経 理を選任する ことができ、定 款に従い董事 長又は総経理 が会社を代表 する。</p>	<p>3名以上の 監事による 監事会の設 置が必要。 監事は株主 会によって 選任される 者の他に、 従業員によ る民主的な 選挙によっ て選出され る監事を置 かなければ ならず、そ の割合は全 監事の3分 の1を下回 ってはなら ない。</p>
<p>タイ (非公開株 式会社)</p>	<p>株主総会</p>	<p>普通決議は出席 株主の議決権の 過半数の賛成が 必要。特別決議 は出席株主の議 決権の4分の3</p>	<p>株主総会が1 名以上の取締 役を選任する。 定款の定め に従って取締 役から選任され</p>	<p>監査役やそ れに類する 役員は存在 しない。た だし、株主 総会で外部</p>

		<p>以上の賛成が必要</p> <p>※原則は1人1票だが、定款の定め又は2人以上の出席株主の請求で株式数に応じた議決権数になる。</p>	<p>る署名権限取締役が会社を代表する。</p>	<p>の会計監査人を必ず選任しなければならない</p>
ベトナム (有限責任会社)	<p>(出資者が複数の場合) 社員総会</p> <p>(出資者が1名の場合) 出資者</p>	<p>(出資者が複数の場合)</p> <p>普通決議は出席社員の持分総額の65%以上の賛成が必要。特別決議は出席社員の75パーセント以上の賛成が必要</p> <p>(出資者が1名の場合) 出資者の判断</p>	<p>(出資者が複数の場合)</p> <p>社員総会が社員総会議長及び社長を選任する。社員総会議長は社員から選ぶが、社長は社員でなくてもよい。また、定款に従い会社代表者を定める</p> <p>(出資者が1名の場合)</p> <p>①出資者が個人の場合は出資者が会長を任命する②出資者が組織の</p>	<p>監査役の設定は任意</p>

			<p>場合は、出資者が任命する1名の会長、もしくは所有者代理人による社員総会（この機関も社員総会と呼ばれる）を設置する。</p> <p>会長または社員総会が社長を選任する。また、定款に従い会社代表者を定める</p>	
<p>インドネシア (株式会社)</p>	株主総会	<p>普通決議は出席株主の議決権の過半数の賛成が必要。特別決議は出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要。特殊決議や出席株主の議決権の4分の3以上の賛成が必要</p>	<p>株主総会で1名以上の取締役を選任する。定款で別途定める場合を除き各取締役が会社を代表する権限を有する</p>	<p>株主総会で選任されるコミサリスが、取締役による業務執行の監督のほか、取締役の職務の一時停止のような権限も有する</p>

インド (非公開有 限責任会社)	株主総会	普通決議は出席 株主の議決権の 過半数の賛成が 必要。特別決議 は出席株主の議 決権の4分の3 以上の賛成が必 要 ※原則は1人1 票だが、定款の 定め又は10パ ーセント以上の 議決権もしくは 払込資本50万 ルピー以上を有 する出席株主の 請求で株式数に 応じた議決権数 になる	株主総会で2 名以上の取締 役を選任する。 取締役会が会 社を代表する 権限を持ち、そ れを取締役に 授権する	株主総会で 監査法人又 は会計士を 監査人とし て選任しな ければなら ない
------------------------	------	---	--	--

第2節 中国

1 概要

中国では、2016年に全国でいわゆるネガティブリスト方式が導入され、外国資本の中国進出が事前承認制から原則届出制となり、2019年3月15日に制定され2020年1月1日に施行された外商投資法⁴によって外資企業の組織等について定めていたいわゆる外商三法（中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法、外資独資企業法）が廃止され、外資企業についても中国の会社法が適用

⁴ 中華人民共和国主席令「中華人民共和国外商投資法」（2019年3月15日制定、2020年1月1日施行）

される等、外国資本による進出の規制や差別的取扱いを緩和する制度変更が続いているが、いまだ一定の外資規制は残存している。

2 対象業種

外商投資法によって、あらためて、中国における外資規制の原則をネガティブリスト方式とする旨が確認された（同法28条）。ネガティブリスト方式においては、禁止分野の事業については外国資本による投資が禁止され、制限分野の事業については外国資本が投資をする場合定められた条件を満たさなければならないが、その他の事業に関する投資においては、外国資本にも内国民待遇が与えられ、事前承認が不要となり当局への届出のみが要求される。

市場開放のトレンドのもと、禁止分野の事業及び制限分野の事業を列挙したネガティブリストは更新のたびに短くなる傾向にある。2021年12月27日に公布され、2022年1月1日に施行されたネガティブリスト「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」⁵ではインターネットニュース情報サービス、義務教育機関等への外国資本による投資が禁止されている。また、公共航空輸送業者は中国側が支配的持分を保有し、かつ外国投資者およびその関連会社による投資割合は25パーセントを超えず、法定代表者は中国国籍保有者でなければならないとする等、持分比率や代表者の国籍等に関し制限を受ける業種が規定されている。なお、外国資本による投資を奨励する事業については、「外商投資奨励産業目録」⁶が公布され、税制優遇等の対象になる。

3 出資上限規制

外国資本による出資上限はネガティブリストにおける制限分野の事業において問題となる。ネガティブリストにおいては、一律の上限が定められているわけではなく、上記公共航空輸送業者では外国資本の投資割合を25パーセント以

⁵ 中華人民共和国国家發展改革委員会、中華人民共和国商務部「外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2021年版）」（2021年12月27日公布、2022年1月1日施行）

⁶ 中華人民共和国国家發展改革委員会、中華人民共和国商務部「鼓勵外商投資産業目録（2022年版）」（2022年10月28日公布、2023年1月1日施行）

下にする、原子力発電所の建設および経営事業は中国側の持分支配とする等、業種に応じて当局が定めている。

4 土地所有等に関する規制

中国ではそもそも土地の私有が認められておらず、土地は全て国有又は農村地域の集団所有となっている（土地管理法⁷9条）。そのため中国国内企業（外国資本が出資する中国法人を含む）、外国企業の区別なく企業は土地を所有できない。私人間では土地の所有権ではなく、利用権である土地使用権の取引が行われている。

外国人や外国法人は土地使用権のみを単独で取得できず、建物不動産を購入することでその建物が占有している土地の使用権を取得できるに過ぎない。一方、外国資本が出資している中国法人の場合、国有土地の使用権を得ることは可能である。

5 投資奨励措置等による規制の緩和

上記の通り、現在の中国は外国資本による中国法人の株式保有を一律に禁止するのではなく、一定の事業について禁止又は制限を課すという制度を採用している。このように外国資本による進出が禁止又は制限された分野の事業において、一定の条件を満たした外国資本による投資について投資奨励措置等によって規制が緩和されることはない。

6 日本との投資協定による規制の緩和

日本と中国の間で効力を有する投資に関する協定としては、WTOの「サービスの貿易に関する一般協定（GATS: General Agreement on Trade in Services）」（以下「GATS」という。）、投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下「日中投資保護協定」という。）、投資の促進、円滑化及び保護に関する日本国政府、大韓民国政府及び中華人民共和国政府の間の協定

⁷ 中華人民共和国主席令「中華人民共和国土地管理法」（2019年8月26日改正、2020年1月1日施行）

(以下「日中韓投資協定」という。)、地域的な包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) Agreement。以下「RCEP 協定」という。) が存在する。これらの協定については第 4 章で詳述する。

また、中国は日本が加入している環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership。以下「CPTPP」という。) への加入申請を行っている。

7 その他

中国の株式会社に関し、役員の国籍要件や常駐要件は一般的には定められていない。ただし、上記 2 であげた公共航空輸送業者の例のように、一定の事業においては、当該事業を実施する外国資本が出資する中国法人において代表者が中国国籍を有することを要求する例がある。

また、安全保障の観点からは、外商投資法および国家安全法に基づく 2021 年 1 月 18 日施行の外商投資安全審査弁法⁸が一定の対象業務に対する投資についての事前審査制度を定めている。

第 3 節 タイ

1 概要

タイでは、金融機関事業法等の個別法による外資規制のほか、一般的な外資規制として、外国人事業法 (Foreign Business Act)⁹に基づき、同法が定義する「外国人」によるタイ国内の事業活動を原則禁止している (同法 8 条)。同法では、以下のいずれかに該当する者を「外国人」と扱う (同法 4 条)。

- ① タイ国籍を有しない個人
- ② タイ以外で設立された法人
- ③ タイで設立された法人で、株式の 50 パーセント以上を①又は②が保有

⁸ 中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国商務部「外商投資安全審査弁法」(2020 年 12 月 19 日公布、2021 年 1 月 18 日施行)

⁹ タイ商務省ウェブサイト「FOREIGN BUSINESS ACT, B. E. 2542 (1999)」、https://www.dbd.go.th/dbdweb_en/ewt_dl_link.php?nid=4047、(最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日)

しているもの

- ④ 有限パートナーシップ又は登録普通パートナーシップで、マネージングパートナー又はマネージャーが①であるもの
- ⑤ タイで設立された法人で、①から④までのいずれかが保有する株式の合計が株式の50パーセント以上になるもの

2 対象業種

外国人事業法は、規制業種を別表1（外国人が営むことができない事業）、別表2（国家の安全、伝統芸術の保護育成及び天然資源・環境の保護のために、外国人が原則として営むことができない事業）及び別表3（タイの国内産業の競争力が不十分であるために、外国人が原則として営むことができない事業¹⁰）に分類している。別表3については、法文が正面からタイ国内資本の競争力不足を外資規制の理由であると定めている。

別表1の事業は農業、畜産、土地取引等、別表2の事業は運輸業、サトウキビからの製糖、爆破・砕石を含む鉱業等、別表3の事業は建設業、小売業、卸売業、飲食業、広告業等に加え、「その他サービス業」というバスケット条項が設けられている。ただし、外国人投資が5億バーツ以上で特殊な技能を要する建設業、資本金が1億バーツ以上（かつ1店舗あたり資本金が2000万バーツ以上）の小売業、1店舗あたりの資本金が1億バーツ以上の卸売業といった投資額の大きい一部事業は別表3の規制対象事業から除外される。そのため、外資系の大型小売店舗等は、100パーセント外国資本の法人をタイで設立して事業展開することが可能である。

同法の外国人に該当すると、別表1から別表3までの事業の実施がいずれも禁止される。ただし、外国人であっても、別表2の事業は内閣の承認に基づく商務大臣の許可により、別表3の事業は外国人事業委員会の承認に基づく商務省事業開発局長の許可により、それぞれタイにおける実施が認められる。なお、別表2の事業の許可を得るためには、法人である外国人の40パーセント以上（例

¹⁰ 法文上は「タイ国民が外国人と競争をする準備ができていない事業」という表現が用いられている。

外的に引き下げることが可能であるが、それでも25パーセント以上)を外国人に該当しない者が保有しなければならず、また、取締役の5分の2がタイ国籍の保有者でなければならない。

3 出資上限規制

上記2のとおり、外国人事業法上の外国人に該当すると、同法上の規制業種の実施が原則として禁止される。そのため、外国人の持株比率が50パーセントに達するかどうかタイにおいては重要な基準となる。また、上述のとおり、外国人に該当しながらも外国人事業法別表2の事業を実施する許可を取得したい場合には、当該法人の40パーセント以上の株式を外国人に該当しない者に保有させなければならない。

4 土地所有等に関する規制

不動産所有に関する外資規制は、外国人事業法ではなく土地法¹¹において定められている。土地法における外国人の定義は外国人事業法と異なり、外国人が登録資本金の49パーセントを超える株式を保有する株式会社や外国人株主の人数(頭数)が全株主の過半数を占める株式会社が外国人に含まれる(同法97条)。

土地法によって外国人による土地所有は原則として禁止される(同法86条)。ただし、土地法や個別法で、例外的に外国人が土地を所有できる場合が定められている。主なものは以下のとおりであり、一般的な外国資本としては①又は②の活用可能性を主に検討することになると考えられる。

①タイ投資委員会(BOI)による投資奨励の一つとして、投資奨励法に基づき、同委員会は一定の要件を満たす外国人に土地所有を許可することができる。

②タイ工業団地公社は、タイ工業団地公社法に基づき、一定の要件を満たす外国人に工業団地内の土地の所有を許可することができる。

¹¹ タイ Council of State ウェブサイト「ACT PROMULGATING THE LAND CODE B. E. 2497 (1954)」

[http://web.krisdika.go.th/data/outsidedata/outside21/file/Act_Promulgating_the_Land_Code_BE_2497_\(1954\).pdf](http://web.krisdika.go.th/data/outsidedata/outside21/file/Act_Promulgating_the_Land_Code_BE_2497_(1954).pdf)、(最終閲覧日:2023年6月10日)

③外国人が相続人として土地を取得した場合（土地法 93 条）やタイに投資をする外国人が居住用に土地を所有しようとする場合（土地法 96 条の 2）には、一定の要件を満たした場合土地所有が許可されることがある。

5 投資奨励措置等による規制の緩和

外国人事業法の外国人に該当しても、タイ投資委員会による、投資奨励法に基づく投資奨励を受けることで、外国人事業法が定める規制業種の実施が可能になる場合がある。投資奨励の対象業種は都度変更され、投資奨励を受けることのできる条件も業種ごとに定められている。上記 4 で述べたとおり、投資委員会は外国人に土地所有の許可を出すこともできる。

6 日本との投資協定による規制の緩和

日本とタイはいずれも GATS 及び RCEP 協定のほか、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership。以下「AJCEP 協定」という。）の加盟国又は加入国である。AJCEP 協定については第 4 章で詳述する。

また、日本とタイとの間では、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（以下「日タイ経済連携協定」という。）が 2007 年 11 月 1 日に発効している。同協定については第 4 章で詳述する。

7 その他

タイの非公開会社に関し、役員国籍要件や常駐要件は一般的には定められていない。ただし、上記の通り、外国人事業法上の外国人が同法別表 2 の事業許可を得ようとするときには、例外的に取締役の 5 分の 2 がタイ国籍の保有者でなければならないという条件が課されるほか、個別の業法で国籍に関する制限が課されることがある。

第 4 節 ベトナム

1 概要

ベトナムでは外資規制を規律する投資法¹²が改正され、改正後の投資法は2021年1月1日より施行されている。ベトナムは、原則として外国資本による投資を認めつつ、一定の業種に対する投資を禁止又は制限するいわゆるネガティブリスト方式を採用している。従前ベトナムにおいて統一的なネガティブリストは存在しなかったが、改正された投資法では、政府が市場にアクセスできない分野及び条件付市場アクセス分野の目録を公表することが定められ（同法9条）であり、これを受けて、政令31/2021/ND-CP¹³には、「外国投資家が市場アクセスできない分野」および「外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野」のリストが掲載されている。

なお、投資法上、外国法に基づいて設立された法人だけでなく、外国人、外国法人の出資比率が50パーセントを超えるベトナム法人等も同法上の外国投資家として扱われる（同法23条）。

2 対象業種

外国資本による投資が禁止又は制限される業種は、政府が発行するネガティブリストにおいて列挙されている。例えば、報道事業や労働者のベトナム海外への派遣事業には外国投資家は投資できない。

3 出資上限規制

外国投資家に対する条件付き市場アクセス分野においては、外国資本による出資の上限は業種ごとに定められる。例えば映画の製作、配給、上映事業では、外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51パーセントを超えてはならないとされている。

¹² 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）ウェブサイト「ベトナム2020年投資法（法律番号61/2020/QH14）」、
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/investment_law_2020.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

¹³ JICAウェブサイト「投資法の条項の詳細な規定及び施行案内をする議定（政令）（番号31/2021/ND-CP）」、
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_31_2021_ND-CP.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

4 土地所有等に関する規制

ベトナムは憲法 17 条及び 18 条¹⁴において土地は全人民の所有に属する公財産で、国が所有者を代表し統一的に管理すると定め、そもそも私人は土地の所有権を取得できない。ベトナム土地法¹⁵は私人が土地を利用する主な方法として、国から割当てを受けて土地使用権を得る方法（同法 54 条及び 55 条）と国からリースを受けて土地使用権を得る方法（同法 56 条）がある。後者には、国から直接リースを受けるだけでなく、国からリースを受けた工業団地、工業区等から転貸を受ける方法もある（同法 149 条 3 項、150 条 5 項）。

これらの土地使用権について、外国法人による取得はいずれも認められない。

一方、外国資本が出資している会社は土地法上「外資系企業」と定義づけられ、外資系企業はリースによる土地使用権は取得できるが、割当による土地使用権は原則として取得できない。また、外資系企業は原則として他の者から土地使用権を譲り受けることはできないが、外国側株主とベトナム側株主が合弁企業を設立する際に、ベトナム側企業が土地使用権を現物出資することで、結果として合弁企業（ベトナム法人だが外国株主がいるため、土地法上の外資系企業になる）が土地使用権を保有することは認められる（土地法 184 条）。

5 投資奨励措置等による規制の緩和

ベトナムでは一部の業種において税の減免等の優遇措置が実施されているが、これらの投資奨励は外資規制を緩和するものではない。

6 日本との投資協定による規制の緩和

日本とベトナムは GATS の加盟国であるほか、上記 1 で記載したベトナムによ

¹⁴ 法務省ウェブサイト「ベトナム社会主義共和国憲法の概要」、
<https://www.moj.go.jp/content/000110979.pdf>、（最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日）

¹⁵ JICA ウェブサイト「土地法」、
https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_land_2013.pdf、（最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日）

るネガティブリスト方式の導入は CPTPP¹⁶への加入によるものと指摘されている¹⁷。

また、日本とベトナムとの間では日越投資協定¹⁸が2004年12月19日に発効している。同協定では、附属書のネガティブリストで列挙された業種以外について日本の投資家に内国民待遇を与える（同協定2条1項）旨が定められているため、上記ベトナムの原則的な外資規制にかかわらず、同ネガティブリストに定めのない業種に関して日本の投資家による投資は制限されないとされている。しかし、実務上は、同協定の定めに従えば制限されないはずの日本の投資家によるベトナムへの投資について、ベトナム行政当局の担当官が外資規制の対象として取り扱うことがあるという指摘もされている¹⁹。

7 その他

ベトナムの株主総会は年に1回以上開催されなければならない、また、株主総会の開催地はベトナム国内に限られる（企業法²⁰139条1項）。

役員がベトナム国籍を有している必要はないが、会社は少なくとも1名のベトナム居住者である法定代表者を常時確保しなければならない（同法12条3項）。

¹⁶ 外務省ウェブサイト「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002473.html、（最終閲覧日：2023年6月6日）

¹⁷ 石川知子＝石戸信平＝田代夕貴「Web解説 TPP協定 ver.3(2019/2/28) 第10章 国境を超えるサービスの貿易（本則）」（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）、https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/10.1_service_text_v3.pdf、（最終閲覧日：2023年6月6日）

¹⁸ 外務省ウェブサイト「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_5.html、（最終閲覧日：2023年6月10日）

¹⁹ 森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編『ベトナムのビジネス法務』15頁（商事法務、2018）

²⁰ JICAウェブサイト「ベトナム 2020年企業法（法律番号 59/2020/QH14）」、https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/enterprise_law_2020.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

第5節 インドネシア

1 概要

インドネシアでは投資法²¹が内国資本による投資と外国資本による投資をあわせて規律している。投資法は内国資本による投資と外国資本による投資を原則として平等に扱う旨定めているが（同法6条）、同時に外国資本による投資に対する制限を大統領令によって定めることを許容しており（同法12条）、実際の外資規制の内容はネガティブリスト方式の大統領令によって定められている。

なお、2020年11月2日に雇用創設に関する法律2020年11号、いわゆるオムニバス法²²が制定及び施行された。同法は投資を促進することで雇用を創設するという目的のため、投資法を含む約80の法律²³を一括で改正するものであるが、大統領令であるネガティブリストによって外資規制の内容を定めるという基本的な構造についてはオムニバス法の制定後も維持されている。

2 対象業種

オムニバス法の施行規則として新たに制定されたネガティブリストである2021年2月2日付大統領規程2021年10号（2021年5月24日付大統領規程2021年第49号で改訂²⁴）では、外資規制の対象となる業種がオムニバス法制定前のものから大きく減少したが、引き続き、外国資本による出資が

²¹ ジャカルタ・ジャパン・クラブウェブサイト「新投資法と国会上程法案の比較表」、<https://jjc.or.id/pdf/houjin-hourei/070405c.pdf>、（最終閲覧日：2023年6月10日）

²² 国際労働機関ウェブサイト、<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/ELECTRONIC/110587/137597/F1667266806/IDN110587.pdf>、（最終閲覧日：2023年6月10日）

²³ 投資法のほかに、入国管理法、会社法、労働法等

²⁴ JETRO ウェブサイト「大統領規程2021年第49号」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/idn7A030_kitei2021_49.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）及び「大統領規程2021年第49号添付書類リスト」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_02/pdfs/idn7A040_list2021_49.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

禁止される業種及び外国資本の上限が定められており、同大統領令のもとでも外国資本の内国資本との合弁やマイノリティ出資が強制される業種が引き続き存在する。また、同大統領令のネガティブリストから削除されたものの、個別の業法による外資規制が存続している業種もある²⁵。

3 出資上限規制

外国資本による出資の上限は、個別業法による規制を除き、大統領令のネガティブリストにおいて業種ごとに定められる。例えば州間一般連絡輸送については外国資本の出資比率は49パーセントまでとする等である。

4 土地所有等に関する規制

インドネシアでは、土地の所有権を保有できるのは原則としてインドネシア国民（個人）のみであり、インドネシア法人か外国法人かを問わず法人は土地の所有権を取得できない。

一方、事業に関連して土地に設定される主な権利としては建設権（土地の上に建物を建設し所有する権利）、事業権（国有地で農業、漁業又は畜産業を営む権利）及び使用权（特定の目的のために土地を使用する権利）がある。インドネシア法人であれば、外国資本の法人であってもこれらの権利はいずれも取得可能である。また、使用权についてはインドネシアに駐在員事務所を有する外国法人であっても取得可能である。

このように、土地の所有等について、インドネシアでは外国資本のインドネシア法人を100パーセント内国資本のインドネシア法人と同様に取り扱っており、インドネシア法人を設立する限り特段の外資規制は存在しない。

5 投資奨励措置等による規制の緩和

インドネシアでは、外資規制を緩和するような投資奨励措置はない。

²⁵ 井上諒一「インドネシアオムニバス法の動向・日本企業への影響」商事法務2260号48頁以下（2021）

6 日本との投資協定による規制の緩和

日本とインドネシアは GATS 及び RCEP の加盟国又は加入国であるほか、日本とインドネシアとの間では経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定²⁶が 2008 年 7 月 1 日に発効しており、同協定には内国民待遇等の定めがあるが、参入時の外資規制を日本資本に限り緩和する定めはない。

7 その他

株主総会はインドネシア国内で開催されなければならない²⁷。

第 6 節 インド

1 概要

インド全体の外資規制は、商工省産業国内取引促進局が発表する統合版 FDI (Foreign Direct Investment) ポリシー²⁸によって定められており、業種ごとのネガティブリスト方式となっている。

また、連邦政府とは別にそれぞれの州において外資規制が存在することがあるため、実際の投資検討時には、対象となる州の制度を別途確認する必要がある。以下では連邦レベルの規制についてのみ取り扱う。

2 対象業種

統合版 FDI ポリシーではネガティブリスト方式で外国資本による投資が制限されている。規制対象の業種のなかには、①外国資本による投資が禁止される事

²⁶ 経済産業省ウェブサイト「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html、(最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日)

²⁷ 法務省ウェブサイト「インドネシア会社法に関する報告書」、

<https://www.moj.go.jp/content/000111051.pdf>、(最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日)

²⁸ インド商工省産業国内取引促進局ウェブサイト「Consolidated FDI Policy (Effective from October 15, 2020)」、

https://dpiit.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_0.pdf、(最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日)

業（宝くじ事業、タバコ事業等）、②外国資本による出資割合の上限等の条件を満たす限り当局の承認なく事業が実施できるが、条件を満たさない場合には当局の事前承認を得なければならない事業（通信サービス事業等）、③条件を満たし、かつ当局の事前承認がなければ実施できない事業（複数のブランドの商品を販売する小売業等）がある。外国資本の出資上限以外の条件の例として、複数のブランドの商品を販売する小売業では、価額ベースで最低30パーセントの仕入れをインドの中小零細事業者から行わなければならない等の条件が課せられている。

これらのいずれの規制業種にも該当しない事業については外資規制の対象とならず、外国資本が100パーセント子会社のインド法人を設立して事業を実施することができる。

3 出資上限規制

ネガティブリスト上で外国資本による条件付きの投資が認められている場合に、外国資本の出資上限は業種ごとに定められている。

留意点として、外国資本（X）が支配しているインド法人（A）が別のインド法人（B）に出資している場合、XがAの持分を具体的にいくら保有しているかにかかわらず、AがBに対して有している出資割合が、そのまま、「外国資本が保有している出資割合」として扱われる（いわゆるダウンストリームインベストメント）。

4 土地所有等に関する規制

外国人及び外国法人は原則としてインドの土地を所有できないが、インド法人を設立すれば、たとえそれが外国資本の法人であっても、インドの土地を所有することは可能である。ただし、事業規制として、外国資本法人が不動産事業（営利又は収益目的で不動産の取引を行うこと）を営むことは禁止されている。

5 投資奨励措置等による規制の緩和

インドでは、外資規制を緩和するような投資奨励措置はない。

6 日本との投資協定による規制の緩和

日本とインドは GATS の加盟国であるほか、日本とインドの間では日本・インド包括的経済連携協定²⁹が 2011 年 8 月 1 日に発効しており、同協定には内国民待遇等の定めがあるが、参入時の外資規制を日本資本に限り緩和する定めはない。

7 その他

株主総会はインド国内で開催しなければならない。ただし、外国会社の完全子会社における臨時株主総会だけはインド国外で開催することができる。取締役の国籍要件はないが、会社は最低 1 名インドに居住する（正確には、会計年度のうち 182 日以上インドに滞在している）取締役を選任する必要がある³⁰。

また、インド居住者と非居住者との間でインド法人の株式の取引を行う場合、インド居住者を保護する規制として、①インド居住者が株式を購入する場合は、一定の基準価格以下で取引しなければならない、②インド居住者が株式を売却する場合は、一定の基準価格以上で取引しなければならないというインド準備銀行のガイドライン³¹を遵守する必要がある。この規制は外国法人が株式取得によってインドに投資する場合のみならず、インド企業とインドに設立した合弁企業の株式について、合弁解消時にインド側株主と株式の譲渡を行う際にも適用される。

²⁹ 外務省ウェブサイト「日本・インド包括的経済連携協定」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/index.html、（最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日）

³⁰ 西村あさひ法律事務所編『インドのビジネス法務』84 頁以下（有斐閣、2020）

³¹ インド準備銀行ウェブサイト「Foreign Direct Investment (FDI) in India – Issue/Transfer of Shares or Convertible Debentures – Revised pricing guidelines」、<https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/04APDIR150714.pdf>、（最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日）

第3章 中国及びタイにおける外資規制

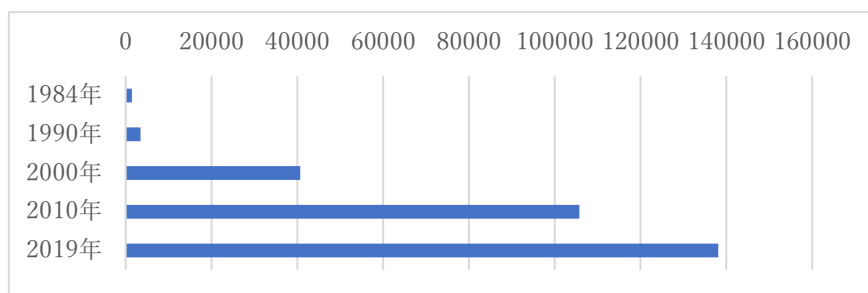
第2章では、中国、タイ、ベトナム、インドネシア及びインド各国における現在の外資規制の概要について、①概要、②対象業種、③出資上限規制、④土地所有等に関する規制、⑤投資奨励措置等による規制の緩和、⑥日本との投資協定による規制の緩和、⑦その他の観点から比較整理した。本章では、本研究で重点的に取り扱う対象国である中国及びタイについて、現在に至るまでの外資規制の沿革を整理したうえで、それぞれの国の外資規制が、日本資本による当該国への進出にどのような悪影響を生じさせているかを分析する。

第1節 中国

第1款 外国資本及び日本資本による進出の概要

外国資本による中国への直接投資額（実行額ベース、中国統計年鑑より）は、1984年には約14億1900万米ドルに過ぎなかったが、その後以下の表のように拡大し、2019年には約1381億3500万米ドルに達している³²。

【図表3—1】外国資本による中国への直接投資額（実行額ベース）



出典：脚注32の資料のデータに基づき筆者が作成。単位：100万米ドル

日本の対中国直接投資額も、1980年の約1200万米ドル（報告・届け出ベース）と比較すると、2020年には約107億8500万米ドル（国際収支ベース、ネット、フロー）と大きく拡大した³³。

³² 国際貿易投資研究所編『世界主要国の直接投資統計集 2021年版 2（国別編）（ITI調査研究シリーズ；no. 119）』（2021）

³³ JETROウェブサイト「直接投資統計」

（<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>）内の「長期データ対外」、及び「参考：日本の直接投資（報告・届出ベース）2004年度で更新終

財務省の報道発表資料³⁴によると、日本の対中国直接投資（2020年）では製造業が約64.8パーセントを占めている。また、非製造業のなかでは、卸売・小売業の投資額が最も多く、次いで金融・保険業、不動産業が続いている。

第2款 中国の外資規制の沿革³⁵

1 改革開放以前

改革開放以前の中国は中央計画経済あるいは中央管理経済を維持しており、その経済生産の大部分は、国が生産目標、価格管理、資源配分を設定することによって管理・監督されていた。1978年には、工業生産の約4分の3が、中央計画の生産目標に従って、中央管理された国有企業によって生産されるようになった。外資企業はいうまでもなく、中国資本による民間企業も一般に禁止されていた。中国政府の中心的な目標は、中国の経済を自給自足できるようにすることであり、外国貿易は、一般に、中国では作ることも入手することもできない物品を入手するために限定されていた³⁶。

2 改革開放路線の開始から世界貿易機関（以下「WTO」という。）加盟

中国は、1978年12月、中国共産党第十一期中央委員会第三回全体会議を開催し、ここで改革開放路線の採用が決定された。

従前、中国では外資企業が中国に進出をするための根拠法すら存在しなかったが、改革開放路線の採用後、中外合弁経営企業法（中国資本と外国資本の合弁企業の根拠法）が1979年、外商独資企業法（外国資本のみで設立される企業の根拠法）が1986年、中外合作経営企業法（中国資本と外国資本の間の経営

了」のうち「対外」（最終閲覧日：2023年6月10日）

³⁴ 財務省ウェブサイト「報道発表資料（発表日別）」内の令和3年4月8日（木）発表第2次速報のうち令和2年暦年の「付表2」、https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/revised/bprfdi20200112.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

³⁵ 臼井・前掲（1）

³⁶ Wayne M. Morrison, “China’s economic rise: History, trends, challenges, and implications for the United States.”（2019年6月25日公表）, <https://fas.org/sgp/crs/row/RL33534.pdf>,（最終閲覧日：2023年6月10日）

に基づく企業の根拠法)が1988年にそれぞれ制定された。これら3つの法律をあわせていわゆる外資三法と呼ぶ。

しかし、進出のための根拠法が定められたものの、当時の中国では、特定分野の外国資本による出資の禁止や出資上限規制のみならず、生産プロセスにおける原料の一定部分を中国から購入することの強制（いわゆるローカルコンテンツ要求）、外為収支を均衡させる要求（いわゆる外為均衡要求）、製品を輸出し中国の外為収益を拡大することの強制（いわゆる輸出実績要求）、技術移転の強制といった、外国資本の活動を制約し、あるいは外国資本を不利に取り扱う制度が存在した。

3 WTO加盟による外国資本への市場開放の加速

中国は、2001年のWTO加盟に伴い、加盟のための約束（WTO加盟議定書、作業部会報告並びにサービスに関する約束表及び第2条最恵国待遇免除表に基づく³⁷⁾）の履行として、ローカルコンテンツ要求、外為均衡要求、輸出実績要求及び技術移転を投資の条件とすることを廃止したほか、サービス業の外資規制を緩和した。

加えて、中国は、2003年、WTO加盟のための約束事項ではないものの、外国資本へのさらなる市場開放として、従前は禁止されていた外国投資家による100パーセント内資企業の株式取得に関する規定を整備し、外国資本による100パーセント内資企業の株式買収を可能としたほか、2004年以降、外国資本による投資に対する事前承認手続きについて、中央政府の承認ではなく地方レベルの承認で足りるとされる投資総額の閾値を引き上げ、承認手続きの簡

³⁷⁾ WTO ウェブサイト「Protocol of Accession」、
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/L/432.pdf&0pen=True>, (最終閲覧日:2023年6月10日)、WTO ウェブサイト「Report of the Working Party」、
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/MIN01/3.pdf&0pen=True>, (最終閲覧日:2023年6月10日)、WTO ウェブサイト「Schedule of Specific Commitments on Services List of Article II MFN Exemptions」、
<https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/WT/ACC/CHN49A2.pdf&0pen=True>, (最終閲覧日:2023年6月10日)

素化を行った。

4 習近平政権下における市場開放のさらなる加速及び外商投資法の制定といわゆる経済安全保障政策

習近平政権の発足後、中国は、2016年から2017年にかけて、外国資本による投資を原則として全件事前承認の対象としていた従前の制度を根本的にあらため、ネガティブリストに含まれない外国資本による投資については事前承認を不要とする制度を導入した³⁸。

また、海外からの外貨借入に関する規制緩和、外為送金を実施しやすくする等、外資企業による中国での事業活動及び海外への送金をより実施しやすくする制度整備を行った。

さらに、外資企業と100パーセント内資企業の平等的取り扱いをより一層進めたのは、2019年3月15日に成立、2020年1月1日に施行された外商投資法成立である。同法によって、従前外資三法に基づき100パーセント内資企業とは異なる組織形態を有していた外資企業は、2024年12月31日までに、100パーセント内資企業と同様、中国会社法又は中国パートナーシップ企業法に基づいた組織形態に組織変更を行う義務を課された（同法31条、42条）。同法は、外国資本による中国への投資についてネガティブリスト形式で管理することを明記しているほか、外国資本の中国への進出促進、進出後の公正な取り扱いを定めるもので³⁹、外国資本による中国へのより一層の進出を促すものである。以上の通り、習近平政権の発足以降も、中国は原則として、外資への市場開放をさらに推進している。

他方、欧米諸国の中国に対する制裁措置等への対抗措置を含め、いわゆる経済安全保障の観点から、外国資本による投資及び中国における事業活動への制約を強化する動きも見られている。外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則、反外国制裁法等、中国政府の規制権限を強化する立法が続いている

³⁸ 射手矢好雄「中国ビジネスの外資規制緩和と外国投資法の立法動向」日中経協ジャーナル 287号 4頁以下（2017）

³⁹ 崔凡＝蔡開明「《中華人民共和国外商投資法》初探」上海對外經貿大學學報 Vol. 26、No. 3、14頁以下（2019）

⁴⁰ほか、いわゆるハイテク製品の分野において、技術移転の要求が進みかねないという報道もなされている⁴¹。

第3款 外資規制等による日本資本の中国進出に対する影響

1 総論

第2款で述べたとおり、中国は、大きな方向性としては、国内市場の外国資本への開放、外資企業に対する差別的な取扱いの廃止と、外資企業が中国国内で事業活動を行いやすい環境の整備を進めている。

他方、引き続きネガティブリストや個別法令で一定の業種に対する外国資本の出資制限や出資のための条件が存在し、日本資本が中国で事業活動を行うことが直接的に制約されているほか、以下2で述べるような、日本資本による中国への投資及び日系の中国法人による中国での事業環境等における問題点が指摘されている。

また、外資規制によって日本資本による出資比率に上限が設けられている場合や、事実上設けられている内資優遇政策の対象企業となるために、日本資本出資者及び中国内国資本出資者によるジョイント・ベンチャー企業が設立されている例がある。このようなジョイント・ベンチャー企業では、経営方針・経営文化の違いや、中国側パートナー出資者等による不適切な行為（そして、それに対する備えの欠如）等のために様々なトラブルが発生しうる。具体的な問題の例を以下3で述べる。

2 日本資本による中国への投資及び中国での事業環境等における問題点

⁴⁰ JETRO ウェブサイト「中国の経済安全保障に関する制度情報」、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/580a6448fa87f0bb/20210056_01.pdf、（最終閲覧日：2022.10.9）

⁴¹ 日本経済新聞「中国、ハイテクで外資『排除』設計・開発・生産、中核技術移転求める」電子版2022年7月6日、
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ062357710W2A700C2MM8000/>、（最終閲覧日：2023年6月10日）、日本経済新聞「複合機に中国新規制の動き 日本企業、技術流出に警戒」電子版2022年9月1日、
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UC305B1030082022000000/>、（最終閲覧日：2023年6月10日）

日本資本による中国への進出については、直接的な外資規制である出資制限のほか、以下のような問題点が指摘されている。

- ① 外商投資法の VIE (Variable Interest Entities: 変動持分事業体。以下単に「VIE」という。詳細は第4章第1節第2款で述べる。) スキームへの適用が不明確である⁴²。
- ② 外商投資安全審査弁法(同法に基づき、中国の国家安全に影響をもたらし、または影響をもたらし得るとされる外商投資に対する政府機関による安全審査が行われ、投資実行可能、条件付きでの投資可能、投資不可の決定が下される。) について、審査範囲について明確な定義がなく、審査当局による幅広い解釈の余地が残されている⁴³
- ③ ネガティブリストの外資禁止業種から除外され、法制度上は、外資企業に対しても内資企業と同様に事業許可が出されるようになったにもかかわらず、実態として外資企業に対する許可申請の受付が開始されず、外資の参入が認められていない分野が存在する⁴⁴
- ④ 政府調達において外資企業製品であることを理由に政府調達を失注、あるいは入札に参加できない事例がある。中国政府からの正式な通知等はないが、一部の地方政府においては、国産品を要件とする調達が実施されているほか、中国米国商会白書等によれば、「安可(安全可控)」あるいは「信創(信息化応用創新)」と呼ばれる制度が2019年より施行され、何等かの基準を満たした製品が当該制度に基づきリスト化され、当該リストに掲載されたものしか政府調達において採用されないとの情報が寄せられている。

⁴² 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言 2021年3月」、
https://www.jcweb.or.jp/publics/download/?file=/files/content_type/type019/1760/202103221126574283.pdf、(最終閲覧日:2023年6月10日)

⁴³ 中国日本商会「中国経済と日本企業 2022白書」、
http://www.cjcci.org/cj_pdf/2022bs/2022_All_JP.pdf、(最終閲覧日:2023年6月10日)

⁴⁴ 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言 2022年3月」、
https://www.jcweb.or.jp/publics/download/?file=/files/content_type/type019/1862/202204050815582144.pdf、(最終閲覧日:2023年6月10日)

そもそもリストに関する正式な情報は外資企業には開示されておらず、また政府調達対象品に選定されるための条件や基準も同様に開示されておらず、著しく外資企業にとって不利な状況であるという指摘もある⁴⁵。

- ⑤ 外資企業における総投資と資本金の比率規制により資金調達方法に制約が加えられている⁴⁶。
- ⑥ 中央・地方政府による、内資企業だけを対象とする補助制度や金融支援等による企業支援によって実質的に外資企業と比べて内資企業が優遇されている例がある⁴⁷。

3 中国内国資本とのジョイント・ベンチャーにおいて生じうるトラブル

以下、日本と中国とのジョイント・ベンチャーにおいて生じうるトラブルについて主な例を挙げる。なお、特に注がない箇所は筆者が経験した事例である。

(1) 設立及び出資

・中国側出資者が土地所有権を現物出資することとなっていたが、適切な手続きが行われず、土地所有権がジョイント・ベンチャー企業の名義になっていないケース⁴⁸。

(2) 運営

・中国側出資者が指名する総経理等が、親族や友人を雇用したり、これらの者が経営する企業との間でジョイント・ベンチャー企業にとって不利な条件で取引を行うケース⁴⁹。

・日本側出資者がジョイント・ベンチャー企業に対して提供した技術、ノウハウ

⁴⁵ 中国日本商会・前掲 (43)

⁴⁶ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会ウェブサイト「「2021年版」新規意見速報版—各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望—「中国」、<https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s106.pdf>、(最終閲覧日：2023年6月10日)

⁴⁷ 日中経済協会・前掲 (42)

⁴⁸ 村上幸隆「中国進出企業のリスクマネジメント」予防時報 213 巻 42 頁以下 (2003)

⁴⁹ 熊琳「実例で知る中国最新法務事情 第2回 事例から見る合弁解消 中途解約における最も典型的な落とし穴」日中建協 NEWS203 号 10 頁以下 (2013)

や営業秘密が中国側出資者やその関連企業等に流出してしまうケース⁵⁰。

・中国側出資者やその指名した経営幹部の妨害によって、ジョイント・ベンチャー企業の正確な経営情報が日本側出資者や日本側出資者が派遣した経営幹部に伝わらなくなるケース。

・ジョイント・ベンチャー企業の運営がデッドロックに陥ったが、デッドロックの際の処理について出資者間契約で定めていないため、デッドロック状態が継続してしまうケース⁵¹。

(3) 撤退及びジョイント・ベンチャーの解消

・外資規制上中国資本による出資が必要なジョイント・ベンチャー企業において、中国側出資者が出資持分を手放す方法でジョイント・ベンチャーを解消することになったが、代わりにジョイント・ベンチャー企業の出資者になる中国側出資者がスムーズに見つからずジョイント・ベンチャーの解消が難航するケース。

・債務超過に陥っていたジョイント・ベンチャー企業の清算による撤退において、損失補填によって債務超過を解消しなければ清算が完了しないにもかかわらず、中国側出資者が損失補填を拒絶し、出資比率に関係なく日本側出資者が損失を全額補填するよう主張するケース⁵²。

・中国側出資者が、ジョイント・ベンチャーの清算に協力する見返りに、ジョイント・ベンチャー企業の不動産や生産設備といった資産を安価で譲渡することを要求してくるケース⁵³。

・経営不振のジョイント・ベンチャー企業について、日本側出資者が中国側出資者に対して清算を提案するに際し、中国側出資者が派遣していたジョイント・ベンチャー企業の幹部を通してやりとりをしていたところ、当該幹部が自らのジョイント・ベンチャー企業における地位が失われることを避けるために、清算に

⁵⁰ 山下眞弘＝飯島奈絵編著『一米・中・東南アジアとの取引を中心に理解する一弁護士として知っておきたい国際企業法務』125頁以下（第一法規、2023）

⁵¹ 山下＝飯島・前掲（50）

⁵² 築瀬正人＝趙雪巍『図表でわかる中国進出企業の合弁解消プランニング―多難な中国事業の撤退・縮小をスムーズに行うために―』249頁以下（第一法規、2017）

⁵³ 山下＝飯島・前掲（50）

向けた協議が進まないように妨害をしていたケース⁵⁴。

4 まとめ

上記2で紹介した日本資本による中国への投資及び中国での事業環境等における問題点は、外資規制制度の不明確さ（上記2の①②）、法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、外資差別（上記2の③④）、制度に由来する外資企業による事業活動の制約（上記2の⑤）、そして事実上の内資優遇政策の存在（上記2の⑥）に分類できる。

また、上記3で記載したジョイント・ベンチャー企業におけるトラブルの中でも、外資規制上の理由や内資優遇の対象企業となるためといった目的で、中国側出資者による出資がマジョリティとなるケースでは、出資者間契約や定款で特段の定めを設けなければ中国側出資者がジョイント・ベンチャー企業を支配することとなり、日本側出資者の権利が害されるリスクが大きい。一方、日本側出資者による出資がマジョリティの場合であっても、ジョイント・ベンチャー企業の運営が中国で行われることから、適切なコントロール及びモニタリングを行わなければ、中国側出資者や中国側出資者が派遣してきた役職員による経営の私物化が行われる可能性がある。加えて、外資規制を理由に中国側出資者とのジョイント・ベンチャー企業を設立している場合、日本側出資者と中国側出資者との間でジョイント・ベンチャー企業の運営に関するトラブルが生じていても、中国側出資者をジョイント・ベンチャー企業の出資者から除外できないことがあり得る。

第2節 タイ

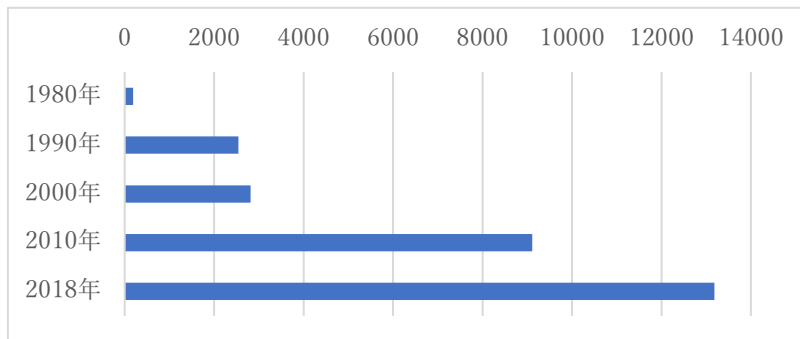
第1款 外国資本及び日本資本による進出の概要

外国資本によるタイへの直接投資額（国際収支、フロー）は、1980年には約1億8900万米ドルであったが、1990年には約25億4200万米ドル、2000年には約28億1300万米ドル、2010年には約91億12

⁵⁴ 築瀬＝趙・前掲（52）

00万米ドル、2018年には約131億8600万米ドルと拡大してきた⁵⁵。

【図表3-2】外国資本によるタイへの直接投資額



出典：脚注55の資料のデータに基づき筆者が作成。単位：100万米ドル

日本の対タイ直接投資額も、1980年の約3300万米ドル（報告・届け出ベース）と比較すると、2020年には約37億8900万米ドル（国際収支ベース、ネット、フロー）と大幅に拡大した⁵⁶。

財務省の報道発表資料⁵⁷によると、日本の対タイ直接投資（2020年）では製造業が約59.8パーセントを占めている。また、非製造業のなかでは、金融・保険業の投資額が最も多く、次いで卸売・小売業、不動産業が続いている。

第2款 タイの外資規制の沿革⁵⁸

1 1972年制定の通称「外資規制法」

タイでは、1972年、当時の政権のもと、タイにおける外資規制を一般的に定めた「Announcement of the National Executive Council No.281」、通称「外資規制法」が制定された。

外資規制法は、「外国人」を明確に定義したうえで、外国人事業法でリスト化された一定の事業について外国人がタイで実施することを規制する構造を有しており、外国資本からすれば、「どのような会社であれば外国人事業法上の外国人に該当しないか」を明確に判断できるようになっていた。

⁵⁵ 国際貿易投資研究所・前掲（32）

⁵⁶ JETRO ウェブサイト・前掲（33）

⁵⁷ 財務省・前掲（34）

⁵⁸ 榎本・前掲（1）

一方、多くの規制業種において外国人事業法上の許可が国王による王権布告であり取得が困難であったこと、外国人事業法の「外国人」として認定されると税法等の外資規制条項にも抵触し不都合があった。

そのため、外資規制法の制定以降、外国資本によるタイ進出の手法として、外資規制法上の許可を得るのではなく、タイ資本株主とともに、外資規制法上「外国人」の定義に該当しないジョイント・ベンチャー企業を設立する手法が数多く用いられていた。

2 1999年制の「外国人事業法」

外資規制法の制定から30年弱を経て、1999年10月20日「外国人事業法」(Foreign Business Act B.E. 2542)が成立し、2000年3月1日施行された。

外国人事業法は、外資規制法と同じく、「外国人」を定義したうえで「外国人」がタイ国内において規制業種に該当する事業を実施することを規制する構造を有している。

外資規制法と比較した外国人事業法の主な変更点は以下のようなものである。

- ① 「外国人」の定義に関し、株式数による基準を追加した。これによって、外国資本が総出資額の半分未満の金額しか出資していないものの総株式数の半分以上の株式を保有している場合（種類株が設定されている場合このような場面が生じる）、そのような合弁企業が「外国人」扱いされないという外資規制法の問題点が解消された。また、「外国人」の定義から株主の頭数による基準を削除した。
- ② タイ投資委員会が投資奨励法のもとで特別許可を発行できる規制業種が大幅に拡大された。
- ③ 規制業種とその分類の見直しが行われたが、規制業種の大幅な追加又は削減は行われていない。また、外国人事業法に基づく許可を行う主体が国王から主務大臣又は登記局長の許可となった。

ただし、外国人事業法の施行以後も、外国資本によるタイ進出の手法に大きな変更が生じたわけではなく、現在に至るまで、タイ資本株主とともに「外国人」に該当しない合弁企業を設立して規制業種に該当する事業を営む事例が数多く

認められる。

3 厳格化の試み

外国人事業法における「外国人」の定義はあくまで出資金額を基準とするもので、株主総会における議決権の個数を基準にしていなかったという理解のもと、外国資本が保有する株式に複数の議決権を与え、外国資本が過半数や特別多数の議決権を保有するスキームを採用するジョイント・ベンチャー企業が少なからず存在する。この点に関し、株主総会における議決権を「外国人」の基準に加える検討がタイ政府において過去行われた（直近では2014年）が、外国資本による強い反対を受け、実際の改正には至らなかった⁵⁹。

第3款 外資規制による日本資本のタイ進出に対する影響

1 総論

タイの外資規制は、外国人規制法及びその後の外国人事業法を基本法として、「外国人」による対象事業の実施を原則禁止するという枠組みが長年維持されてきた。サービス業一般が規制対象である等、規制対象業種は多岐にわたり、また、外国人事業法に基づく許可が得にくいために、投資奨励を取得して外資規制の免除を受けない限り、外国資本が（コントロールのしやすい）100パーセント子会社を設立してタイで事業を行うことが困難になっている。

上記の点に加えて、以下2で述べるような、日本資本によるタイへの投資及び日系のタイ法人によるタイでの事業環境等における問題点が指摘されている。

また、外国資本によるタイ進出時の外資規制対策としては、外国人規制法及び外国人事業法が「外国人」による事業活動を規制しているところ、外国人として事業を実施するための同法における許可が当局の裁量が大きく取得困難であること、及び、当該「外国人」の定義が比較的明確であったことから、投資奨励措置によって外資規制の免除を受ける場合を除き、内資ステータスを有するタイ

⁵⁹ アジア・太平洋会社法実務研究会、法務省法務総合研究所国際協力部編『東南アジア4か国のジョイント・ベンチャー法制と実務対応——インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム』85頁以下（商事法務、2021）、西村あさひ法律事務所編『タイのビジネス法務』24頁以下（有斐閣、2021）

側株主とのジョイント・ベンチャー企業を設立し、タイ側株主が総出資額の過半数を出資することで外資規制を回避するという方法が広く実施されてきた。タイ側株主とのジョイント・ベンチャー企業を設立し、当該ジョイント・ベンチャー企業が外国人事業法上の「外国人」に該当しないためには、タイ側株主が過半数の出資を行う必要があるため、法令の原則どおりであれば、タイ側株主が株主総会の議決権（株式数ベース）の過半数を保有することとなる。このような資本構成に由来するトラブルのほか、外国資本が出資するジョイント・ベンチャー企業においては、これまで多くのトラブルが生じている。具体的な問題点については以下3で述べる。

2 日本資本によるタイへの投資及びタイでの事業環境等における問題点

日本資本によるタイへの進出については、直接的な外資規制である出資制限のほか、以下のような問題点が指摘されている。

- ① どのような事業が外国人事業法の外資規制の対象になるのか不明確であるほか、外資企業がタイで事業を行うために必要なライセンスに関する情報が統一的に参照できない⁶⁰。
- ② 外国人事業法上の許可が認められにくいというえ、許可を与えるかについて当局に大きな裁量がある⁶¹。
- ③ 米国企業に対してのみ、1966年締結の米タイ友好経済関係条約に基づき外資規制が現在も一部免除されているが、当該措置はGATS違反に該当する不当な優遇措置であると考えられる⁶²。

⁶⁰ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会ウェブサイト「『2021年版』新規意見速報版—各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望—「タイ」、<https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s123.pdf>、（最終閲覧日：2023年6月10日）

⁶¹ Chandler MHM Limited、森・濱田松本法律事務所バンコクオフィス・前掲（1）、佐々木将平「新興国コンプライアンス最前線（第4回）タイ 外資規制に関する最新動向とその対応策」ジュリスト1480号84頁以下（2015）

⁶² 経済産業省「2022年版不公正貿易報告書 第I部 各国・地域別政策・措置 第2章 ASEAN諸国」、https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_01_02.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

3 タイ内国資本とのジョイント・ベンチャーにおいて生じうるトラブル

以下、外国人事業法対策に伴うトラブルをはじめ、日本とタイとのジョイント・ベンチャーにおいて生じうるトラブルについて主な例を挙げる。なお、特に注がない箇所は筆者が経験した事例である。

(1) 外国人事業法対策に伴うトラブル

・タイ側株主が株主総会における議決権の過半数を確保していて、株主間契約や付属定款で日本側株主の権限を確保するような定めを置いていなかったために、ジョイント・ベンチャー企業の経営を支配されるケース⁶³。

・外国人事業法対策のために、知人等から紹介されたよく知らないタイ人をジョイント・ベンチャー企業の株主にしたところ、ジョイント・ベンチャー企業の設立後に当該タイ人とジョイント・ベンチャー企業の経営を巡りトラブルになるケース⁶⁴。

(2) 設立及び出資

・ジョイント・ベンチャー企業の経営に関する事項を定める付属定款に株主間契約書の内容が反映されておらず、あるいは、株主間契約書と矛盾する内容の定めがなされているにもかかわらず、付属定款はタイ語で作成し登録する必要があるため、日本側株主がそれに気づかないケース⁶⁵。

(3) 運営

・日本側株主やその派遣する経営幹部がタイ語を理解できないために、タイ側に経営活動を任せてしまい、日本側株主に不利な事業運営がなされるケースや、タイ人労働者がタイ側株主の言うことだけを聞く状態になってしまうケース⁶⁶。

・日本側出資者がジョイント・ベンチャー企業に対して提供した技術、ノウハウ

⁶³ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲 (59)、山下＝飯島・前掲 (50) 211 頁以下

⁶⁴ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲 (59)、山下＝飯島・前掲 (63)

⁶⁵ JETRO「会社設立の際によく起きるトラブルと解決方法～その2」、https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05001095/05001095_001_BUP_1.pdf、(最終閲覧日：2023年6月10日)、山下＝飯島・前掲 (63)

⁶⁶ 山下＝飯島・前掲 (63)

や営業秘密がタイ側出資者やその関連企業等に流出してしまうケース⁶⁷。

・タイ側出資者やその指名した経営幹部の動きによって、ジョイント・ベンチャー企業の正確な経営情報が日本側出資者や日本側出資者が派遣した経営幹部に伝わらなくなるケース。

(4) 撤退及びジョイント・ベンチャーの解消

・ジョイント・ベンチャー企業の経営がうまく行かなかった場合等、日本側出資者が撤退を望んでいるのにタイ側出資者が反対し、ジョイント・ベンチャー企業の解散・清算手続が進まないケース⁶⁸。

・内資ステータスを保有する必要があるジョイント・ベンチャー企業において、タイ側株主が保有株式を手放す方法でジョイント・ベンチャーを解消することになったが、代わりにジョイント・ベンチャー企業の株主になるタイ側株主がスムーズに見つからずジョイント・ベンチャーの解消が難航するケース。

4 まとめ

上記2で紹介した日本資本によるタイへの投資及びタイでの事業環境等における問題点は、外資規制制度の不明確さ（上記2の①②）及び他国企業の不当な優遇（上記2の③）に分類できる。

また、上述の通り、タイにおいては、外国人事業法に基づく許可制度が不明確であるということも一因となって、タイ側株主がマジョリティ出資を行うことによって、内資ステータスを有するジョイント・ベンチャー企業を設立し外資規制を回避するという手法が広く取られてきたところ、タイ側株主に経営を支配されるケースを典型例とする、日本側株主とタイ側株主とのジョイント・ベンチャー企業を巡るトラブルが多く発生している。日本側株主とタイ側株主との間でジョイント・ベンチャー企業の運営に関するトラブルが生じていても、内資ステータスを維持するために、タイ側株主をジョイント・ベンチャー企業の株主か

⁶⁷ 山下＝飯島・前掲（63）

⁶⁸ JETRO「日本企業がタイ企業をパートナーとしてビジネスを始める際の留意点～ 製造業を中心とした契約形態別のポイント～ 2015年9月」、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/6158c5a28efdb378/20150077-1.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

ら除外できない場合が生じうるという問題点も、中国と同様存在する。

第3節 中国とタイの外資規制の比較

第1節及び第2節で述べたとおり、中国では、改革開放以前の外国資本による事業活動がほとんど禁止されていた状態から、改革開放や WTO 加盟を経て段階的に外資規制が緩和されてきた。他方タイでは、外国人規制法及び外国人事業法に基づき、広い範囲の業種について「外国人」として定義される者による事業活動が原則禁止されるものの、「外国人」の定義が明確であることから、外国資本が「外国人」の定義に該当しないタイ法人を設立して規制業種の事業を実施することが広く行われてきた。

中国の広義の外資規制による、日本資本の事業活動に対する影響としては、現在の中国の外資規制の原則はネガティブリスト方式であるものの、ネガティブリスト上は外国資本でも問題なく実施できるはずの事業許可が取得できなかったり、政府調達への参加制限や補助金の給付における差別等、不明確なルールに基づき日本資本が差別的取扱いを受けているという指摘がなされている。また、日本資本と中国資本のジョイント・ベンチャー企業に関するトラブルも指摘されている。他方タイにおいては、外国人事業法上の事業許可の基準が不明確であるという指摘のほか、外国人事業法の規制を回避するための典型的な手段として、日本資本とタイ資本のジョイント・ベンチャー企業を設立する手法が広く用いられてきたところ、当該ジョイント・ベンチャー企業に関するトラブルが指摘されている。

第4章 中華人民共和国及びタイ王国の外資規制に対する政策レベル及び実務レベルの対応

第3章では、中国及びタイの外資規制について、外資規制の沿革を整理したうえで、それぞれの国の外資規制が、日本資本による当該国への進出にどのような悪影響を生じさせているかを分析した。

本章ではそれぞれの国の外資規制に対し、日本政府や各種団体が実施している政策レベルの対応及び、既存の外資規制を前提として民間事業者が実施している実務レベルの対応について取りまとめる。

第1節 中華人民共和国

第1款 政策レベルの対応

1 国家間の条約等

(1) GATS⁶⁹

1995年に成立したGATSは、WTOの一部を構成するサービス貿易に関する国際協定であり、ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における商業拠点（現地国で設立した法人を含む）を通じたサービスの提供（いわゆる「モード3」も、サービス貿易の一部としてその対象としている（1条）。

GATSに基づく義務は「全ての分野のサービスに貿易に関して守るべき義務」及び「加盟国が自ら約束を行った分野のサービス貿易に関して守るべき義務」に分かれている。このうち「全ての分野のサービスに貿易に関して守るべき義務」として最恵国待遇の原則（2条）と透明性（3条）があり、「加盟国が自ら約束を行った分野のサービス貿易に関して守るべき義務」としては、合理的、客観的かつ公平な国内規制の確保（6条）、原則として当該分野に関する経常取引のための支払い及び送金を制限してはならないこと（11条）、一定の市場アクセス制限を行わないこと（16条）、内国民待遇（17条）、追加的約束（18条）が定められている。

中国も、WTO加盟国として、「全ての分野のサービスに貿易に関して守るべき義務」及び中国が自由化を約束したサービスに関する「加盟国が自ら約束を行った分野のサービス貿易に関して守るべき義務」を負っている。

(2) 日中投資保護協定⁷⁰

日中投資保護協定は、日本と中国の2ヶ国間で締結された条約であり、198

⁶⁹ 外務省ウェブサイト「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の解説」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats.html>、（最終閲覧日：2023年6月6日）経済産業省「2022年版不公正貿易報告書 第II部 WTO協定と主要ケース 第12章 サービス貿易」、https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_02_12.pdf、（最終閲覧日：2023年6月6日）

⁷⁰ 梶田幸雄「日中投資保護協定の意義と内容」海外事情昭和63年9月号58頁以下（1988）

8年に調印され、1989年に発効した。日中投資保護協定の主な内容としては、①投資の助長及び投資の許可に関する最恵国待遇（2条）、②投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に対する内国民待遇と最恵国待遇（ただし、参入段階における内国民待遇を約束するものではない。3条）、③裁判を受け、行政機関に申立てをする権利に対する内国民待遇と最恵国待遇（4条）、④投資財産等の保護及び損害の補償に関する最恵国待遇（5条及び6条）、⑤送金の自由の保障（8条）、⑥一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国等補償の義務を負う者との間の補償の価額に関する紛争を、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」を参考として設けられる調停委員会又は仲裁委員会に付託すること（11条）、⑦必要な場合には協定の実施及び投資に関する問題を検討するための合同委員会の設置すること（14条）が挙げられる。

日中投資保護協定を活用して実際に日系企業の保護が実現された例として、2006年に上海市に進出している日系企業が地元政府から立ち退きを求められ、当初地元政府からは上海市の法令に基づいた不十分な補償金しか提案されなかったところ、日本総領事館から上海市に対して日中投資保護協定5条に基づき適切な補償を得られるようにすべきとの働きかけを行ったこと等により事案が解決に至ったものがある⁷¹。

（3）日中韓投資協定⁷²

日中韓投資協定は、日本、中国及び大韓民国の3ヶ国間で締結された条約であり、2012年に署名され、2013年に発効した。日中韓投資協定の主な内容としては、①投資活動に関する内国民待遇（協定発効日に法令に基づいて維持している差別的な措置以外の差別的措置を認めず、日中投資保護協定よりも投資家保護が充実している。ただし、参入段階における内国民待遇を約束するものではない。3条）、②最恵国待遇（4条）、③投資家の投資財産に対し、公正かつ衡

⁷¹ 経済産業省「海外ビジネスで直面するトラブルへの対応～投資協定の活用～（2022年2月）」、https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2022/02/20220317seminar_document.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

⁷² 加地良太「日中韓投資協定の概要とFTA交渉に向けた課題」立法と調査340号3頁以下（2013）、池上隆介「日中韓投資協定のポイントと日中韓FTAへの期待」日中経協ジャーナル222号16頁以下（2012）

平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務（5条1項）、④締約国が、他の締約国の投資家の投資財産に関し、書面による約束（契約等）を行う場合、その約束を遵守する義務（いわゆるアンブレラ条項。これにより投資家が締約国による契約違反を投資家と国家の間の紛争解決手続き（Investor-State Dispute Settlement. 以下「ISDS」という。）に訴えることが可能となる。5条2項）、⑤特定措置の履行要求の禁止（投資受け入れ国が WTO の貿易に関連する投資措置に関する協定（以下「TRIMs 協定」という。）の義務を確認的に規定し、加えて、輸出要求又は技術移転要求についても、締約国は他の締約国の投資家に対して不当な又は差別的な措置を課してはならないと定める。7条）、⑥知的財産権の保護（9条）、透明性の確保（10条）、収用及び補償に関する定め（日中投資保護協定とくらべて、補償の基準がより具体的になっている。11条）、⑦資金の移転の自由（13条）、⑧ISDS（日中投資保護協定では収用の補償額に関する紛争のみが ISDS の対象であったが、日中韓投資協定ではほぼ全ての協定上の義務が ISDS の対象となっている。15条）が挙げられる。

日中韓投資協定では、日中投資保護協定において定められていなかった投資家保護に関する規定や、日中投資保護協定における投資家保護をより充実させる規定が定められている。

（4）RCEP 協定⁷³

RCEP 協定は、日本、中国、大韓民国、オーストラリア連邦、ニュージーランド並びに ASEAN のタイ、インドネシア、ベトナム、カンボジア王国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国及びラオス人民民主共和国を参加国とする経済連携協定であり、2020年に署名、日本及び中国では2022年に発効した。

RCEP 協定は貿易、原産地規則をはじめ幅広い分野を対象とする経済連携協定

⁷³ 外務省ウェブサイト「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>、（最終閲覧日：2023年6月6日）、国松麻季「RCEP コメントール〈第6回〉第8章 サービスの貿易 第9章 自然人の一時的な移動」貿易と関税 69巻9号68頁以下（2021）、福永有夏「RCEP コメントール〈第7回〉第10章 投資」貿易と関税 69巻10号32頁以下（2021）

であるが、その第10章において、投資に関する規定が置かれている。RCEP 協定の投資に関する主な内容としては①内国民待遇（参入段階の内国民待遇を含むが、下記のとおり例外あり。10.3条）、②最恵国待遇（10.4条）、③投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務（10.5条）、④特定措置の履行要求の禁止（TRIMs 協定の禁止事項及び技術移転要求の禁止等の禁止事項を列挙。10.6条）、⑤資金の移転の自由（10.9条）、⑥収用と補償に関する定め（10.13条）が挙げられる。

RCEP 協定では、日中投資保護協定や日中韓投資協定における内国民待遇が参入後の外国資本のみを対象としていたのと異なり、参入段階の内国民待遇も義務として定めている、技術移転要求を明確に禁止する等、日中投資保護協定及び日中韓投資協定と比べても、より投資家の保護が厚くなっている。ただし、各国が義務の例外とする留保事項を定めており（日本、中国、タイ等の国に対しては、いったん投資制限を緩和するとその後再びより制限的な内容に改正することを禁じるいわゆるラチェット義務が課されている。10.8条、附属書Ⅲ）、各義務が原則通り無条件に締約国に課せられるわけではない。また、現時点の RCEP 協定では ISDS についての定めがなく、協定が効力を生ずる日の後2年以内にこれに関する協議を開始することが定められている（10.18条）。

また、サービスに関する第9章では、GATS 同様に他の締約国の領域における商業拠点（現地国で設立した法人を含む）を通じたサービスの提供もその対象としたうえで（8.1条）、内国民待遇（8.4条）等の義務を定めるが、締約国は、いわゆるポジティブリスト方式で対象分野を定めるか（8.7条）ネガティブリスト方式で対象分野を定めるか（8.8条）を選択できる構造となっている。

（5）CPTPP⁷⁴

中国は2021年9月にCPTPPへの加入申請を行った。CPTPPでは、サービス章（第10章。「締約国の国民による他の締約国の領域におけるサービスの提供」も対象に含まれる）において、RCEPよりも厳格にネガティブリスト方式を採用することが要求されている。CPTPPが国有企業の競争中立性（CPTPPが引き継いでいる環太平洋パートナーシップ（TPP）の第17章）を要求していること等、

⁷⁴ 外務省：前掲（16）

CPTPP には中国にとって容易に受け入れがたいと考えられる規律が含まれており、中国の加入実現は容易ではないと考えられるが、加入交渉の中で中国の外資規制環境のさらなる改善を約束させることも検討に値する旨の指摘もされている⁷⁵。

2 業界団体等による要望等の例

第3章で記載したような外資規制等による問題点に関し、以下に述べるような日本の業界団体や中国における日系企業の団体が要望等の発表や、中国政府機関等に対する申し入れをしている。

日中国交回復直後に発足した一般財団法人日中経済協会は、「中国ビジネス環境改善への提言」を毎年発表している。同提言には、ネガティブリストによる外資規制のさらなる緩和や、外商投資法における VIE スキームの取扱いの明確化、中央・地方政府による補助制度や金融支援等による差別的な中国企業支援の解消、一部国有企業における部品調達から外資企業を排除する方針をあらため平等な競争環境を整えることといった要望が含まれている。

また、日本法人で中国への投資実績を有する企業および団体や進出を検討する企業および団体等によって構成される日中投資促進機構は、中国政府の商務部を中核とする中日投資促進委員会をカウンターパートとして情報交流を行い、外資規制を含む中国の投資環境に関する日系企業の懸念や要望を伝達している。

中国現地においても、中国における日本の事業者による商工会議所である中国日本商会在白書「中国経済と日本企業」を毎年発表している。同白書では日本資本企業の投資環境改善のための提言もなされており、それには行政手続きの透明化及び予見可能性の改善や口頭による指導・規制の撤廃、中国での事業再編のための負担の軽減、2021年より施行された外商投資安全審査弁法の解釈の明確化といったものが含まれる。

この他、約130の日本国内貿易関連団体により構成される協議機関である

⁷⁵ 渡邊真理子＝加茂具樹＝川島富士雄＝川瀬剛志「中国のCPTPP参加意思表明の背景に関する考察(改訂版)」(独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト)、<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf>、(最終閲覧日：2023年6月6日)

貿易・投資円滑化ビジネス協議会（日本機械輸出組合が事務局を担っている）は、中国の外資参入規制に関する各団体の要望を取りまとめている。要望の中には、特定の業種に対して引き続き存在する外資出資規制の撤廃や、外資企業における総投資と資本金の比率規制の撤廃といったものがある。

中国に限らず、外国の外資規制や投資環境に関するこのような業界団体による問題点の指摘や改善要望は、国家間の条約等の内容と、現地国における法令及びその運用実態を踏まえ、いわば「現場からの声」として生み出されるものである。そして、日本政府の側も、このような問題点の指摘及び改善要望によって現状を認識し、条約等の締結・改正交渉・紛争解決手続活用の必要性を認識することができる。外務省ウェブサイト「日本の FTA 戦略」においても、「5. EPA/FTA の戦略的優先順位（如何なる国と如何なるタイミングで EPA/FTA を結ぶのか）」の判断基準のうち「(イ) 経済的基準（日本との貿易・経済関係が EPA/FTA によってどの程度伸び得るか、相手国の経済規模や発展段階、相手国の経済状況）」の冒頭に「・日本経済界からの要望への対応」を挙げている⁷⁶。

上述の一般財団法人日中経済協会が発表している「中国ビジネス環境改善への提言」では、過去の要望事項のうち投資環境の改善が進んでいるものを紹介している⁷⁷ほか、中国日本商会の「中国経済と日本企業 2022 白書」⁷⁸では、過去の同白書等で日系企業が要望してきた外資系企業の意見聴取や外商投資企業の政府調達活動への公平な参与の保障が外商投資法に反映されたとの指摘があり、これら団体による問題点の指摘や改善要望が、直接・間接に、投資環境の改善に寄与していることをうかがわせる。

⁷⁶ 外務省ウェブサイト「日本の FTA 戦略 5. EPA/FTA の戦略的優先順位（如何なる国と如何なるタイミングで EPA/FTA を結ぶのか）」（2002 年 10 月公表）、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_05.html、（最終閲覧日：2023 年 6 月 10 日）

⁷⁷ 例えば「中国ビジネス環境改善への提言 2022 年 3 月」（前掲（44））では、外資の参入規制・活動制限の緩和、政府調達等に関する公平性・透明性・一貫性の確保に関する改善等が指摘されている。

⁷⁸ 前掲（43）

第2款 実務レベルの対応

中国の外資規制に対する実務レベルの対応としては、違法又はその疑いがあるものや、法的安定性に欠けるもの実際に使用されているものを含め、以下に述べるようなものがある。

① VIE スキーム⁷⁹

VIE スキームは、中国において外資規制の対象である事業に外国資本が実質的に投資をする際に用いられているスキームで、中国企業が海外の証券市場に上場するための手段としても用いられてきた。

一般的な VIE スキームでは、外国資本はタックスヘイブンに設立した特別目的会社の 100 パーセント子会社として中国に子会社 (Wholly-Foreign Owned Enterprise (外資 100 パーセント子会社) の頭文字を取って WFOE と呼ばれる) を設立する。他方、中国において、外資規制対象となっている事業を実際に実施するための会社 (これが VIE と呼ばれる) が、100 パーセント中国国内資本で設立される。そして、WFOE は、当該 VIE 及びその出資者との間で、事業資金のための融資契約、WFOE が VIE から利益を吸い上げるための役務提供契約、VIE の出資持分又は株式を担保とする質権設定契約、事業が外資規制の対象外となった場合に WFOE が VIE の株式を取得するためのコールオプション契約といった契約を締結する。さらに、VIE の出資者は、WFOE に対し、議決権の行使を含む VIE の出資者としての権利を全て授権する。WFOE は、VIE との間に資本関係がないにもかかわらず、これらの効力によって VIE を実質的に支配することになる。

VIE スキームについては、これまで事実上黙認されてきたものの、外資規制の回避のためのスキームであるため、WFOE と VIE 及びその中国資本出資者との間の各種契約が中国法上無効とされるリスクがあると指摘されている⁸⁰。

また、VIE の中国資本出資者が、VIE スキームを構成する各種契約に違反し、

⁷⁹ 柳陽「VIE スキームによる外資の中国進出」日中法律家交流協会報 48 号 19 頁以下 (2012)、平井宏治「VIE スキームとは何か：日本企業が中国企業を M&A できない仕組みを解説する」日本戦略研究フォーラム季報 92 号 72 頁以下 (2022)、陳肖盈「中国における VIE 構造企業結合規制について」公正取引 831 号 39 頁以下 (2020)

⁸⁰ 陳・前掲 (79)

VIE の実質支配を試み外国資本との間で紛争が生じる可能性がある⁸¹点も VIE スキームに内在するリスクである。

中国の独占禁止法における企業結合審査においても、過去 VIE スキームは届出の対象とならないとの理解が一般的だったが、2021年2月7日に中国国務院独占禁止委員会が公布したガイドラインで VIE スキームが審査の対象となることが明記され、今後届出が増加すると考えられる⁸²。

② 名義貸し

外国資本が外資規制を免れるために、中国人や中国内資企業の名義を借り、その者の名前で出資を行うケースがある。この場合、自己の権利を守るために実質的な出資者が名義貸しをした中国人又は中国内資企業との間で契約を締結していても、実質的な出資者による出資が中国法上本来は禁止されるものであった場合、当該出資者と名義貸しをした者との間の契約は、外資規制を回避するための契約として無効であるとされている⁸³。そのため、名義貸しをした者に裏切られた場合、その者に中国法人を乗っ取られ、実質的な出資者は法的救済を受けられないことになってしまう。

第2節 タイ王国

第1款 政策レベルの対応

1 国家間の条約等

(1) WTO、サービスの貿易に関する一般協定

中国同様、タイも WTO の加盟国として、サービス貿易に関し GATS に基づく義務を負う。

⁸¹ 柳・前掲 (79)

⁸² 中華人民共和国国務院独占禁止委員会「国務院反壟断委員会關於平台經濟領域的反壟断指南」(2021年2月7日制定、同日施行)18条2項。参考資料として川島富士雄「中国におけるデジタルプラットフォーム事業者の規制強化—独占禁止法を中心に—」(独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト)、<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/22j009.pdf>、(最終閲覧日2023年6月10日)

⁸³ 韓晏元『中国のビジネス実務 判例から学ぶ契約書の作成と運用 Q&A100』200頁以下(第一法規、2014)

(2) 日タイ経済連携協定⁸⁴

日タイ経済連携協定は、日本及びタイの2ヶ国間で締結された条約であり、2007年に署名され、同年に発効した。日タイ経済連携協定は貿易、原産地規則をはじめ幅広い分野を対象とする経済連携協定であるが、その第8章において、投資に関する規定が置かれている。日タイ経済連携協定の投資に関する主な内容としては①内国民待遇（原則として参入後を対象。93条）、②裁判所の裁判を受ける権利に関する内国民待遇及び最恵国待遇（94条）、③投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務（95条）、④参入後を対象とする最恵国待遇（第三国との関税同盟等による待遇を与える義務は無い。参入前については、最恵国待遇を与えることを考慮するに留める。96条）、⑤特定措置の履行要求の禁止（禁止事項を列挙。97条及び附属書6）、⑥収用及び補償に関する定め（102条）、⑦資金の移転の自由（104条）、⑧ISDS（106条）が挙げられる。

また、日本資本によるタイへの出資に関する外資規制の緩和として、一定以上の規模を持つホテルやレストラン業を営む企業について、日本資本が60パーセントまでその持分を保有することを許す等、外国人事業法が定める原則よりも日本資本に対する規制を緩和している（77条及び附属書5）。

加えて、『「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」第一二条に基づく日本国政府とタイ王国政府との間の実施取極」32条では、「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置することが定められ、これに基づきタイのビジネス環境の向上について日本側（出席者は、在タイ日本国大使や民間事業者団体の代表等）がタイ側に提言を行う小委員会会合が定期的で開催されている。

(3) AJCEP 協定⁸⁵

⁸⁴ 外務省ウェブサイト「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_15.html、（最終閲覧日：2023年6月10日）

⁸⁵ 外務省ウェブサイト「日・ASEAN 包括的経済連携協定」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/index.html、（最終閲覧日：2023年6月10日）、川崎勝暉「日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP 協定）におけるサービス貿易及び投資に関する規律～第一改正議定書の発効～(1) サービス貿易の自由化」国際商事法務 48 巻 11 号 1485 頁以下（2020）、川

AJCEP 協定は、日本並びに ASEAN のタイ、インドネシア、ベトナム、カンボジア王国、シンガポール共和国、フィリピン共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、マレーシア、ミャンマー連邦共和国及びラオス人民民主共和国を参加国とする経済連携協定であり、2008年に署名され、日本では2008年、タイでは2009年に発効した。また、日本及びタイは AJCEP 協定の第一改正議定書は2019年に署名し、日本及びタイにおいて同議定書は2020年に発効している。

AJCEP 協定は貿易、原産地規則をはじめ幅広い分野を対象とする経済連携協定であるが、投資については、他の締約国の投資家の投資財産のための良好な、かつ、透明性のある条件を自国内に醸成し、及び維持することに努める旨、及び、引き続き討議・交渉を行う旨等が定められているのみであった（61条）。その後、第一改正議定書において投資に関する具体的な規定が定められた。主な内容としては①内国民待遇（原則としては設立前も対象とするが、適用を留保する留保表が作成されるまでは設立前について効力が生じないことになっており、留保表が作成された場合その範囲では適用されない。第一改正議定書51.3条、51.7条、51.23条）②投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える義務（第一改正議定書51.4条）、③列举された特定措置の履行要求の禁止（第一改正議定書51.5条）、④収用と補償に関する定め（第一改正議定書第51.9条）、⑤資金の移転の自由（第一改正議定書51.11条）、⑥ISDS（第一改正議定書51.13条）が挙げられる。

また、サービス貿易に関しては、GATS 同様に他の締約国の領域における商業拠点（現地国で設立した法人を含む）を通じたサービスの提供もその対象としたうえで（第一改正議定書50.1条）、各国が約束をした分野（第一改正議定書50.20条）について市場へのアクセスの一定の制限を行わないこと（第一改

崎勝暉「日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP 協定）におけるサービス貿易及び投資に関する規律～第一改正議定書の発効～（2）投資の保護及び自由化（上）」国際商事法務 48 巻 12 号 1661 頁以下（2020）、川崎勝暉「日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP 協定）におけるサービス貿易及び投資に関する規律～第一改正議定書の発効～（2）投資の保護及び自由化（下）」国際商事法務 49 巻 1 号 23 頁以下（2021）

正議定書50. 17条)、内国民待遇(第一改正議定書50. 18条)及び追加的な約束(第一改正議定書50. 19条)という義務を負うほか、最恵国待遇(第一改正議定書50. 3条)も定められている。ただし最恵国待遇については、附属書8に掲げる加入国はその義務を免れることになっており、ASEAN側の加入国は全て附属書8に掲げられているので、結果として、日本だけが最恵国待遇義務を負うこととなっている。

(4) RCEP 協定

日本、中国と同様にタイもRCEP協定の参加国であり、RCEP協定はタイについても2022年に発効した。RCEP協定の概要は上記第1節、第1款2(3)で述べたとおりである。

2 業界団体等による要望等の例

第3章で記載したような外資規制等による問題点に関し、日本の業界団体やタイにおける日系企業の団体が要望等を発表している。例えば、中国に対する要望と同様、貿易・投資円滑化ビジネス協議会は、タイの外資参入規制に関する各団体の要望を取りまとめている。要望の中には、特定の業種に対して引き続き存在する外資出資規制の撤廃や、土地法における外資企業への土地所有制限の緩和、外資規制及び外資規制への対応手段となる投資奨励制度の明確化といったものが含まれている。

タイ現地においても、タイにおける日本の事業者による商工会議所であるバンコク日本人商工会議所がタイ政府に対し、サービス業に対する外資規制の段階的な緩和等ビジネス環境のさらなる改善を求める要望書を提出している⁸⁶。

加えて、1(2)の『『経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定』第一二条に基づく日本国政府とタイ王国政府との間の実施取極』に基づく「ビジネス環境の向上に関する小委員会」が定期的開催されており、日本側からの要望を提言としてタイ側に伝える機会となっている。このような業界団体による問題点の指摘や改善要望が、日本政府にとって条約等の締結・改正交渉・紛争解

⁸⁶ ArayZ ウェブサイト「バンコク日本人商工会議所、『タイ新政府への要望書』を提出」、<https://arayz.com/old/jcethaigov/>、(最終閲覧日：2023年6月10日)

決手続活用の必要性を把握する機会となる点、投資環境の改善に繋がりうる点も中国（第1節第1款2）と同様である。

日系企業団体だけが活動した例ではないが、第3章第2節第2款3で述べた、2014年に、タイ政府が外国人事業法における「外国人」の基準に議決権比率を加える同法改正案を検討した際には、タイ外国人商工会議所連合会等による反対を経て、当該改正が実施されなかったという事例がある⁸⁷。

第2款 実務レベルの対応⁸⁸

タイの外資規制に対する実務レベルの対応としては、違法又はその疑いがあるものや、法的安定性に欠けるもの実際に使用されているものを含め、以下に述べるようなものがある。

① 許認可等の取得

内資ステータスを持たない外国法人として、外国人事業法等で規制されている事業を行うために、外国人事業法に基づく許可を取得したり、投資奨励制度に基づき外資規制の免除措置を受けることが考えられる。ただし、外国人事業法に基づく許可については、担当者の裁量が大きく、許可等を得て事業を実施できるかどうか不明確であるという問題点があるし、投資奨励制度に基づく免除措置については基準が明確で予測可能性の問題は小さいものの、制度の対象事業が限定されている。詳しくは下記第5章第3節1（3）で述べる。

② 名義貸し

中国と同様、タイにおいても、実質的な出資者である外国資本が外資規制を免れるために、内資ステータスを有するタイ人又はタイ企業の名義を借りるケースがあるが、このような名義貸しは外国人事業法36条によって明確に禁止されていて、刑事罰も定められている。

③ 複数議決権スキーム⁸⁹

⁸⁷ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲（59）、西村あさひ法律事務所・前掲（59）

⁸⁸ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲（59）85頁以下

⁸⁹ Supasit Saypan, “LEGAL PROBLEMS CONCERNING NOMINEE ARRANGEMENTS IN

タイにおける外資規制は、第2章第3節1で紹介した外国人事業法における「外国人」の定義が、あくまでも出資金額を基準としているという理解のもとで、タイ側株主が外国株主よりも多額の出資をしてジョイント・ベンチャー企業を設立するものの、その付属定款において、外国株主が保有する株式に1株あたり複数の議決権を与える手法である。実際に、このようなスキームを利用して設立されて（内資ステータスを保有しているという前提のもと）外資規制対象の事業を営むジョイント・ベンチャー企業が存在し、そのような付属定款がタイの商務省において受け付けられ、公示されている。

しかし、このような手法は、現時点でも実際には外資規制の潜脱であるとして違法であると裁判所等から認定されるリスクが存在する⁹⁰。加えて、タイ政府はしばしば、外国人事業法における外国人の定義をより厳格化する法改正を試みている。第3章第2節第2款3や第1款2でも記載したように、直近では2014年に、外国人事業法における「外国人」の基準に議決権比率を加える同法改正案が検討された⁹¹。今後も、当該手法については、立法措置によって本スキームが明確に違法とされるリスクが存在している。

第5章 中国及びタイの外資規制等を踏まえた実務上の対応に関する提言

第1節 はじめに

中国及びタイに関しては、第3章で外資規制等による問題点（内資企業との間でジョイント・ベンチャー企業を設立した場合の問題点を含む）について整理したうえで、第4章で各国の外資規制に対する政策レベルの対応及び実務レベルの対応について述べたが、第4章で述べた各対応によって、各国の外資規制等による問題点が全て解消されているわけではない。また、上述のとおり、中国及びタイで実務上実施されている外資規制対策のなかには、その適法性に疑義があ

RELATION TO FOREIGN BUSINESS UNDER THAI LAWS” , Thammasat Business Law Journal Vol.10 2020, p.80 (2020)

⁹⁰ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲(59)

⁹¹ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲(59)、西村あさひ法律事務所・前掲(59)

るものも存在する。

本章では、これを踏まえ、日本資本による投資及び事業活動の環境を改善するための、適法な実務上の対応に関する提言を述べる。内国資本との間のジョイント・ベンチャー企業に関しても、第3章で紹介した問題事例に対する対応策を中心とした提言を行う。本章で述べる各対応は、各種文献に由来するものだけではなく、筆者自身が実務上得た経験・知見⁹²のほか、中国及びタイのそれぞれにおける日本資本による進出実務に造詣の深い専門家や中国及びタイのそれぞれにおいて日本資本による進出を支援する団体に対して聞き取り調査を実施した結果も参照している。

第2節 中国における実務上の対応に関する提言

以下、第3章第1節第3款「4 まとめ」で整理した中国における外資規制等による問題点に対応する形で、中国における実務上の対応に関する提言を述べる。

1 外資規制制度の不明確さへの対応

(1) 規制対象事業かどうかの自主判断

中国における外資規制対象業種については、ネガティブリスト（外商投資法28条）が一般的なリストとして定められているが、同リスト以外の個別法令によって外国資本による投資が禁止又は制限されている例がある。また、これらの禁止又は制限対象となる事業の範囲が不明確な場合もある。

自らが中国で実施しようとしている事業が外資規制の対象業種に該当するかどうかを判断するにあたっては、経験のある専門家のサポートを受けることが考えられるが、この際、専門家が具体的な事業内容・事業計画を正確に把握できるよう、丁寧に余すことなく情報共有を行うことが必要である⁹³。

また、ジョイント・ベンチャーのパートナー候補等、利害関係のある者に、事業が外資規制の対象になるかどうかや外資規制の内容の確認作業を任せべき

⁹² 以下、実務上の対応に関する提言のうち、特に注のない部分は筆者の経験・知見に基づくものである。

⁹³ 日系企業の支援をする専門家への聞き取り調査（実施日：2023年1月19日）より。

ではない。このような者は、ジョイント・ベンチャー企業における出資比率等を自らにとって有利な内容にする等、自らの利益のために、外資規制に関し不正確な内容を意図的に伝えてくる可能性がある。

（２）規制対象事業かどうかに関する行政当局者対応

中国では、行政当局の見解を問い合わせても、個々の担当者によって回答内容が異なることがある。また、行政当局の担当者が、自らが所管する法令や制度の十分な知識を有していないこともある。そのため、当局者に対して法令の規定や前例（経験が少ない地方の行政担当者に、都市部の例を紹介することもある）を紹介して説明をすることが有用な場合もあるが、他方、担当者が回答をしてきても、組織としての責任を持った回答ではなく、担当者の個人的見解に過ぎない場合があるため、その点留意が必要である⁹⁴。

２ 法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、外資差別等への対応

（１）事実上の外資規制、外資差別等に関する行政当局担当者対応

第３章第１節第３款２でも述べた通り、中国では、事業許可の取得や入札の場面のように、法制度上外資規制が存在しないはずの分野における事実上の外資規制、外資差別等が行われることがある。

このような行政当局の担当者の対応は、本来法令違反によるものであるが、直接問題点を指摘して抗議しても奏功しないことが多く、また、裁判所による救済を求めても、中国の裁判所が、行政当局による違法行為を認定し、外国人である出資者側を勝訴させる判決を出すことが確実とはいえない。

確実な解決方法は無い問題であるが、実務上の対応としては、問題になっている行政当局の担当者の上席者（同一組織の場合も、別組織の場合もありうる）に対して、申入れ（申入れのために、上席者の知人に連絡を繋いでもらうといった手法も有効であるが、当然、賄賂等の不正な行為を行ってはならない）を行い、適法な処理を行うように働きかけることや、行政当局の担当者と交渉を重ね、当

⁹⁴ 日系企業の支援をする専門家への聞き取り調査（実施日：2023年3月6日）より。

初の計画を変更してでも妥結を目指すといったことが考えられる。

担当者や上席者に対する説得の材料としては、当該手続きに直接関係する法令のほか、ケースによっては、担当者の行為が中国の独占禁止法⁹⁵が禁じる行政権力の濫用による競争の排除又は制限（同法10条）に該当するという指摘や公平競争審査（行政機関等が制作措置を制定する場合、市場参入や生産事業コストへの影響等の観点から公平な競争が確保されているか厳格な自己審査を行わせる制度⁹⁶。同法5条）の観点から問題があるという指摘、外商投資法が禁じる技術移転の強制（同法22条2項）に該当するといった指摘を行うことも考えられる。

また、以下（2）から（4）に述べるような対応を用いることも考えられる。特に、不当な対応が担当者の判断・裁量レベルで行われているものではなく、実際には組織的な方針に基づくものである場合、個々の企業による活動で状況が改善する可能性は低いと言わざるを得ず、下記（4）の大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れや、下記3の長期的なアプローチが必要になると考えられる。

（2）投資協定等及び ISDS の活用とこれらへの言及

行政当局等による作為又は不作為が日本と中国が当事者となっている投資協定等に違反すると考えられる場合、当該投資協定等違反であることを指摘して改善を促すことが考えられる。第4章第1節第1款1（1）のとおり、実例としても、日系企業が地元政府から立ち退きを求められ、不十分な保証金しか提案されなかったところ、日本総領事館から日中投資保護協定5条に基づく適切な補償を得られるようにすべきとの働きかけを行い、事案が解決に至った上海市の案件がある⁹⁷。

また、日中韓投資協定によって、日中投資保護協定と比べて ISDS の対象がより拡大されたこともあり、投資協定違反（及びその可能性）と、最終的には ISDS

⁹⁵ 中華人民共和国主席令「中華人民共和国反壟断法」（2022年6月24日改正、2022年8月1日施行）

⁹⁶ 川島富士雄「連載講座 中国独占禁止法—法運用と競争政策の行方—第11回 行政独占規制と公平競争審査制度」公正競争817号61頁以下（2018）

⁹⁷ 経済産業省・前掲（71）

を申し立てることも可能である旨に言及することを中国政府機関との交渉材料として利用できる旨紹介する論考も存在する⁹⁸。中国政府機関との関係悪化リスクを考慮すると、容易に利用できる手法とは言い切れないものであるが、検討対象の1つであると思われる。

(3) 外商投資企業クレーム業務弁法⁹⁹の制度に基づく申し入れ

外商投資法26条では、中国政府が外商投資企業苦情処理業務メカニズムを構築し、外商投資企業もしくは外国投資家から反映された問題を遅滞なく処理することが定められている。同条に基づき、中国商務部は「外商投資企業クレーム業務弁法」を公布し（施行は2020年10月1日）商務部投資促進事務局に全国外商投資企業クレームセンターが設置されたほか、同弁法では県レベル以上の政府にはクレーム対応窓口を設置することが定められている。日本資本の立場からは、外資規制等に関連する問題について、本制度を用いて苦情申し入れをすることが考えられる¹⁰⁰。

(4) その他大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れ

上記(2)の投資協定等に言及をするもの以外にも、中国当局等による不当な作為又は不作為について、一企業として苦情を申し入れるよりも、日本大使館・日本領事館や各種経済団体を通じた申し入れを行うことで中国当局側により大きな影響を与えることができる可能性がある。また、日本大使館・日本領事館や各種経済団体には他の日本資本による同種の相談が過去になされていて、対応のノウハウが蓄積されている可能性もあり、そのようなノウハウを参照できるという観点からも、これらの組織・団体に対する情報共有や相談は有用である。上記、日中投資保護協定に言及することで補償に関する事案が解決に至った上海市の事例でも、対象事業者が単独で対応をしたのではなく、日本総領事館から

⁹⁸ 古田啓昌＝井上葵「中国ビジネスにおける投資仲裁の可能性 日本企業による日中韓投資協定の活用」The Lawyers9 巻11号16頁以下（2012）

⁹⁹ 中華人民共和国商務部「外商投資企業投訴工作弁法」（2022年8月25日制定、2022年10月1日施行）

¹⁰⁰ JETRO「外商投資企業クレームの手続き・必要書類 最終更新日：2020年12月11日」、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/cn/invest_09/pdfs/cn12C010.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

の働きかけが行われている。

例えば、外国資本を限定して差別した事案ではないが、外国の大使館による通報をきっかけに地元業者を優遇する不当な地方政府の対応が改善された別の例として、天津市の中国及び大韓民国合資のバス会社の苦情に基づく大韓民国駐中大使館からの通報を受け、河北省交通運輸庁、物価局及び財政庁が独占禁止法に違反して河北省定期バスを不当に優遇していた問題が是正されたという2014年の事案がある¹⁰¹。

中国における日系企業の活動をサポートする各種団体の中には、個別企業が巻き込まれた具体的な問題の支援対応も行っているものもあるが、団体の性質上、一般的なビジネス環境の問題点に関する中国当局等への申し入れはできても、そのような具体的な問題の支援対応は行っていないものもある¹⁰²。後者の場合でも、自社のトラブルを情報として報告し、同様の問題を抱えている日系企業が複数いる場合には、それが個別のトラブル事例ではなくビジネス環境の問題点として申し入れの対象になることも考えられる。

3 長期的・一般的な問題解決のためのアプローチ（制度に由来する外資企業による事業活動の制約や事実上の内資優遇政策への対応を含む）

上記2（4）で述べた大使館・領事館や各種経済団体への情報共有及び相談は、目前の問題事例への対応としてだけでなく、長期的・一般的な問題解決のためのアプローチにも役立つものである。個々の問題事例に関する情報が経済団体等に蓄積され、当該団体等による提言等の形で公表されることによって、第4章第1節第1款2で述べたように、日本政府として、条約等の締結・改正や、中国政府に対する改善申し入れ・紛争解決手続活用のニーズを把握することが可能となる（第4章第1節第1款1（5）で述べたとおり、CPTPPについて中国が加入申請をしたことから、日本政府が投資環境改善のニーズを把握した結果、当該加入交渉において中国に改善を約束させるよう交渉することもありうる）。そのため、具体的な問題事例に直面した際の情報共有及び相談が、日本政府等の動き

¹⁰¹ 川島・前掲（96）

¹⁰² 日系企業の支援をする団体への聞き取り調査（実施日：2023年2月9日）より。

に繋がり、中国の制度や運用が改善される結果をもたらす得る。制度に由来する外資企業による事業活動への制約や、事実上の内資優遇政策といった、中国の制度や政策に基づく問題点については、このような長期的なアプローチによる解決が必要と考えられる。

中国は、外商投資法において中国の行政機関が外商投資企業に技術移転を強制してはならないと定め（同法22条2項）、また、技術輸出入管理条例¹⁰³を2019年に改正し、供与された技術を技術受け入れ側が改良した場合はその改良技術は技術受け入れ側に属する等の外資を不利益に扱ふと批判されていた条文を削除したが、中国によるこれらの対応は、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）の中国に対する批判（米国は、中国の技術移転に関する法令や慣行の是正のため、関税の賦課やWTO提訴を行っていた¹⁰⁴）が背景にあったと指摘されている¹⁰⁵。中国による当該法改正は、中国でビジネスを展開する事業者の要望を受けた外国政府の動きにより、中国の制度が最終的に改善された1例といえる。

4 ジョイント・ベンチャー対応

（1）設立にあたっての出資者間契約及び定款¹⁰⁶

ア 総論

外資規制や内資優遇の対象企業となるためといった目的で、日本側出資者が

¹⁰³ 中華人民共和国国務院令「中華人民共和国技術進出口管理条例」（2019年3月2日改正、2019年3月2日施行）

¹⁰⁴ JETRO「中国の技術移転関連の法令、政策、慣行を問題視（米国）1974年通商法301条のUSTR調査報告書」、
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/576d6a1648358d2c.html>、
（最終閲覧日：2023年6月10日）

¹⁰⁵ 遠藤誠「中国への技術移転の法規制に関する最近の動き ～外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正～」、
https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/china_gijutsuiten_01.pdf、（最終閲覧日：2023年6月10日）

¹⁰⁶ 曾我貴志監修、住田尚之編『中国契約マニュアル（第4版）—主要契約条項の日中対照文例集』55頁以下（中央経済社、2020）、藤原総一郎編著『株主間契約・合弁契約の実務』（中央経済社、2021）、藤本豪『中国ビジネス法体系第2版』442頁以下（日本評論社、2017）

マイノリティ出資者側となる場合、出資者間契約や定款において自己の権利を守るような規定を定めておかなければ、ジョイント・ベンチャー企業の運営に関する権限は中国会社法に従って定められ、過半数の出資をしている中国側出資者が役員を選任を含む日常的な運営を全面的にコントロールできることになる。そのため、日本側出資者としては、自らの権利を守り、ジョイント・ベンチャー企業が適切に運営されるため、議決権や各種機関等、ジョイント・ベンチャー企業の運営に関するルールを出資者間契約及び定款で定めておくべきである。

また、日本側出資者が撤退やジョイント・ベンチャーの解消を検討する場面では、ジョイント・ベンチャー企業の運営が不振に陥っていたり、中国側出資者との関係が悪化していたりすることが多い。そのような状況においては、日本側出資者が中国側出資者との間で円満な協議を行うことは難しく、むしろ、撤退や解消を希望する日本側出資者に対して、中国側出資者が様々な厳しい要求を行ってくる例が多い。そのため、どちらがマジョリティ出資をするかにかかわらず、ジョイント・ベンチャー企業の設立のための交渉の時点で、将来撤退する場合のシナリオを想定し、出資者間契約や定款に撤退やジョイント・ベンチャーの解消に関する条項を定めておくことが非常に重要である¹⁰⁷。

なお、第2章で述べた通り、外商投資法の施行によって、いわゆる外商三法（中外合弁経営企業法、中外合作経営企業法、外資独資企業法）は廃止され、外国資本と中国資本のジョイント・ベンチャー企業であっても、独自の法人形態を取ることなく、100パーセント中国資本の企業と同様の法人形態を取ることになった。外商投資法の施行前は、外国資本と中国資本のジョイント・ベンチャー企業は通常中外合弁企業として設立されていたところ、中外合弁企業では董事会が最高権力機関であり、董事は3名以上を選任することが要求され、かつ定款変更や解散等の重大事項の決定は全董事による全会一致決議が要求されていた¹⁰⁸。また、外国資本・中国資本のいずれか一方が董事長を指名する場合他方が副董事

¹⁰⁷ 山下＝飯島・前掲（50）

¹⁰⁸ 在中国日本国大使館ウェブサイト「外商投資法について」、
https://www.cn.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20191029.html、（最終閲覧日：2023年6月10日）

長を選任するとされており（中華人民共和国中外合弁経営企業法6条¹⁰⁹）、中外合弁企業は、マイノリティ出資者の権利が一定程度保護される特殊な法人形態となっていた。以下では、日本側出資者が中国側出資者と設立するジョイント・ベンチャー企業の法人形態として主に用いられると考えられる有限責任会社を前提として論じる。

なお、中外合弁経営企業法に基づき設立された外国資本と中国資本のジョイント・ベンチャー企業は、2024年12月31日までに有限責任会社等内資企業同様の組織形態に組織変更をしなければならない（外商投資法42条2項）ため、これまで出資者間契約や定款での備えが不十分だった場合、当該組織変更を中国側出資者との交渉のきっかけにすることも考えられる¹¹⁰。

イ 議決権に関する定め

有限責任会社では、出資者によって構成される株主会が会社の最高権力機関になっており、株主会の議決権の過半数による決議（定款の変更等会社に対する影響が大きいものについては議決権の3分の2以上による特別決議）によって董事や執行董事及び監事の選任、配当の決定、定款変更、合併、解散等の決定がなされる（会社法¹¹¹42条、43条2項）。有限責任会社の出資者の議決権については、原則として出資比率に基づくが、定款によって別段の定めをすることができる（会社法42条）と定められているため、日本側出資者の出資額が全体の過半数に満たない場合であっても、定款で別段の定めをすることによって、株主会における過半数・特別多数の議決権を有することができる。そのため、外資規制等において日本側出資者が株主会を支配することが禁じられておらず（例えば、事実上の優遇策の対象が出資金割合のみで定められている場合）、日本側出資者の交渉力が強い場合には、当該定款の定めによって株主会の過半数・特別多数の議決権を確保することを目指すべきである。

ウ 機関に関する定め

¹⁰⁹ 中華人民共和国主席令「中華人民共和国中外合資経営企業法」（外商投資法施行により2020年1月1日廃止）

¹¹⁰ 山下＝飯島・前掲（50）

¹¹¹ 中華人民共和国主席令「中華人民共和国公司法」（2018年10月26日改正及び施行）

(ア) 役員等の選任

有限責任会社の役員としては、日本の取締役等に相当する董事、日本の監査役に相当する監事がある。また、総経理は、董事会によって選任される役職で、日常の管理業務に責任を負う。有限責任会社は、董事会の決議で副総経理を置くこともできる。日本側出資者の立場からは、仮にジョイント・ベンチャー企業の経営の主導権を中国出資者側が握る場合でも、ジョイント・ベンチャー企業の適切な経営の確保、モニタリング及び情報共有の観点から、董事、監事や総経理、副総経理の一部について指名権を得るよう交渉することが考えられる。典型的な出資者間契約の定めは、出資者間契約において、各出資者が指名できる役職及びその人数を定め、各出資者が、指名権者の指名に沿って株主会における議決権を行使する義務を負う（総経理のように董事会によって選任される役職については、各出資者が、自らが指名した董事による議決権行使をコントロールして、指名権者による指名に従った選任の議決権行使を行わせる義務を負う）というものである¹¹²。

(イ) 決議要件の設定及び加重

日本側出資者の立場から、ジョイント・ベンチャー企業である有限責任会社の経営陣の暴走を防ぎコントロールを確保したい場合（典型的な場面としては、会社の代表権を持つ董事長又は総経理を中国側出資者が任命している場合）には、出資者間契約及び定款で、株主会決議事項や董事会決議事項（一定の金額以上の取引、借入やジョイント・ベンチャー企業と出資者との間の取引等）を法律上定められた事項に追加することが考えられる。ただし、これら機関の決議事項を増やしすぎると、迅速な意思決定の妨げになることがありうる。

また、日本側出資者が株主会における過半数の議決権を確保できない場合であっても、日本側出資者が拒否権を確保する方法として、出資者間契約及び定款で、一定の株主会決議事項については全会一致を要するとする等、法律上のデフォルト・ルールよりも決議要件を加重することが考えられる。同様に、日本側出資者の意向に基づいて選任できる董事の数が、董事会の中で少数派にとどまる場合でも、董事会の決議要件を加重することによって、拒否権を確保することが

¹¹² 藤原・前掲（106）

可能となる¹¹³。

エ 情報へのアクセス権に関する定め

中国側出資者及び中国側出資者が指名した経営幹部による不適切な行為を防止する観点からも、ジョイント・ベンチャー企業の適切かつ効率的な運営を確保するという観点からも、日本側出資者によるジョイント・ベンチャー企業の情報へのアクセスが確保されていなければならない。そのため、出資者間契約において、日本側出資者が自ら、又は日本側出資者が指名する役員を通じて、ジョイント・ベンチャー企業の情報にアクセスできる旨を出資者間契約で定めておくことが重要である¹¹⁴。

また、ジョイント・ベンチャー企業の財務状態について、月毎、四半期毎といった頻度で各出資者に報告させる旨を出資者間契約書に定めることも考えられる。

オ 撤退及びジョイント・ベンチャーの解消に関する定め

ジョイント・ベンチャー企業の経営不振や、中国側出資者とジョイント・ベンチャー企業の経営方針について意見が食い違うといった理由で、特別多数の議決権を有していない日本側出資者が撤退やジョイント・ベンチャーの解消を希望したとしても、出資者間契約や定款においてこれらの手続きに関する手当が何らされていない場合、中国側出資者の同意がなければこれらの手続きを実施できない。

そして、日本側出資者が撤退やジョイント・ベンチャーの解消を望むような局面では、日本側出資者と中国側出資者との関係は相当に悪化していることが多く、協議における中国側出資者からの譲歩は期待できない。むしろ、第3章第1節第3款3(3)で述べたように、中国側出資者が、撤退をしたい日本側出資者側の立場を利用して、日本側がジョイント・ベンチャー企業の損失を全額補填すること¹¹⁵や、ジョイント・ベンチャー企業の不動産や生産設備といった資産を安価で譲渡すること、日本側出資者の持分を備忘価格で譲渡すること（持分譲渡に

¹¹³ 山下＝飯島・前掲（50）、藤原・前掲（106）

¹¹⁴ 山下＝飯島・前掲（50）

¹¹⁵ 築瀬＝趙・前掲（52）

よる撤退の場合)を要求してくるケースがある¹¹⁶。

そのため、ジョイント・ベンチャー企業の設立時に、出資者間契約や定款において、撤退及びジョイント・ベンチャーの解消に関して合意をしておくことが極めて重要である。典型的な規定としては、①清算事由に関する規定、②ジョイント・ベンチャー企業の運営に関する出資者間の意向・方針が一致しない場面(いわゆるデッドロック)が生じた場合に、会社の清算や出資持分の強制譲渡によってジョイント・ベンチャーを解消する旨の規定、③強制的な出資持分譲渡(コールオプション・プットオプション)に関する規定が考えられる¹¹⁷。また、清算に関連して、ジョイント・ベンチャー企業が債務超過の場合の損失補填割合に関する合意をする例もある。ここで、日本側出資者が強制的に中国側出資者の出資持分を取得すると外資規制違反になってしまうような場合には、ジョイント・ベンチャー解消の方法として、日本側出資者が指名した者への出資持分の譲渡を中国側出資者に強制する定めを置いておき、外資規制違反の状態を生じさせない別の中国人又は中国企業に中国側出資者の出資持分を取得させることも考えられる。

(2) 設立手続き

設立手続きに関連する点としては、当事者間で合意した内容通りに、設立に関する手続きが行われているかどうかを確認することが重要である。まず、定款の内容について、日本語や英語で交渉が行われ出資者間で合意されていたとしても、実際の定款は中国語で作成されることから、当該中国語の定款が、合意内容を実際に反映したものになっているか確認する必要がある。

ジョイント・ベンチャー企業の設立後は、実際にジョイント・ベンチャー企業が有限責任会社として登録されているか、日本資本側で独自に登録情報を確認することが考えられる。また、第3章第1節第3款3(1)で述べたとおり、中国側出資者がジョイント・ベンチャー企業に対して現物出資することになっている資産(土地使用権等)については、ジョイント・ベンチャー企業への名義変更を怠っている場合がある¹¹⁸ため、確実にジョイント・ベンチャー企業への名義

¹¹⁶ 山下=飯島・前掲(50)

¹¹⁷ 藤原・前掲(106)

¹¹⁸ 村上・前掲(48)

変更が行われているか確認をすべきである。

(3) 運営

ア 総論

外資規制のために中国側出資者とのジョイント・ベンチャー企業設立を余儀なくされる場合、仮に日本側出資者がマジョリティ出資者であったとしても、ジョイント・ベンチャー企業の運営が中国で行われることから、適切なコントロール及びモニタリングを行わなければ、中国側出資者や中国側出資者が派遣してきた役職員による経営の私物化や不正行為が行われるリスクが生じる。

イ モニタリングと税務会計アドバイザー選定の重要性

ジョイント・ベンチャー企業の経営状態を把握し、また、不適切な業務遂行や不正等を発見するためには、日本側出資者が適切かつ継続的にジョイント・ベンチャー企業の業務運営をモニタリングすることが必要である。そのためには、出資者間契約で情報へのアクセス権について定めておくだけでなく、派遣する役員その他経営幹部の活用を含めた、実際のモニタリング体制を整備する必要がある¹¹⁹。また、日本側出資者が手配し、日本側出資者が（言語面も含めて）直接やりとり可能な税務会計の専門家に、ジョイント・ベンチャー企業の税務申告や定期的な監査を依頼することや、経理業務の全部又は一部をアウトソーシングすることも有用である。日本側出資者が適切にモニタリング実施しているという事実自体が牽制となり、社内における不正を予防する効果も期待できる。

ウ 合理的な経済条件を把握する必要性

上記(1)ウ(イ)で述べた通り、中国側出資者の関係者とジョイント・ベンチャー企業との取引をコントロールする手法としては、当該取引を株主会や董事会の承認決議の対象とすることが考えられる。しかしながら、不適切な条件が設定されるおそれのある取引としては、中国側出資者のオーナーの友人が経営する会社との取引等も考えられ、これらを全て事前承認の対象とすることは困難である。日本側出資者や、日本側出資者が指名する経営幹部が、中国側出資者による不適切な取引を発見するためには、中国側出資者経由ではない独自の手段で、ジョイント・ベンチャー企業が行う種類の取引における、合理的な経済条

¹¹⁹ 山下＝飯島・前掲(50)

件の「相場観」を持っておくことが望ましい。

エ 中国側出資者との直接のコミュニケーション

ジョイント・ベンチャー企業の適切な運営及び問題が生じた際のスムーズな解決のためには、日本側出資者が、中国側出資者がジョイント・ベンチャー企業に派遣している経営幹部を経由したルートだけではなく、中国側出資者と直接連絡及び協議を行える体制を確保しておくことも重要である。出資者間契約において、任意の会議体として出資者による会議体を設置する旨の条項を定める例もある。第3章第1節第3款3ウで述べたとおり、ジョイント・ベンチャー企業の経営幹部を経由して出資者間の連絡を行っている、ジョイント・ベンチャー企業の経営が不調の場合や、日本側出資者と中国側出資者との間の関係が悪化している際に、当該経営幹部が自らの立場を守るため意図的に不正確な伝達を行うことがありうる¹²⁰。

(4) 撤退・ジョイント・ベンチャーの解消¹²¹

上記(1)オで述べたとおり、中国側出資者との関係では、出資者間契約や定款において、撤退やジョイント・ベンチャーの解消に関する条項をあらかじめ定めておくことが決定的に重要である。しかし、仮に中国側出資者が協力的な場合であっても、撤退やジョイント・ベンチャーの解消には困難が伴う。

このうち、中国においてジョイント・ベンチャー企業を清算させる場合には、①行政当局(地元政府を含む)との折衝、②取引先との関係、③従業員との関係、④税務対応が特に問題となりやすい。これらの点については、実際に撤退を決断した際に綿密な計画を立てることも重要であるが、平時からの備え、すなわち行政当局や従業員との間では平時からの信頼関係構築が、取引先との関係では適切な契約書を作成及び履行し責任を追求されるような余地を無くしておくこと(日系企業が撤退する際に、中国の取引先が、無理筋なものを含めて契約責任を追求してくることがしばしばある。中国の取引先の側から見れば撤退が決まっているので今後の関係に配慮する必要がないため、また、日系企業の本社が撤退

¹²⁰ 築瀬=趙・前掲(52)

¹²¹ 劉新宇編著『中国進出企業 再編・撤退の実務』(商事法務、2012)、川合正倫「中国：当局、従業員対応、合弁パートナー等との交渉」ビジネス法務 2021年1月号60頁以下(2021)

を決定している場合、撤退のスムーズな実施のために日系企業が紛争で妥協しがちである点を理解しているためである) がいずれも重要である¹²²。

また、持分譲渡による撤退を行う場合であっても、本来自らの労働条件には影響を受けないはずのジョイント・ベンチャー企業の従業員が日本側出資者の撤退に反対する(理由としては、日本側出資者の撤退による将来の事業継続への不安や、有名な日本側出資者の子会社で働いているというステータスを失うことへの不満が挙げられる) 場合もある¹²³。

以上の通り、出資者間契約や定款で手当をしていたとしても、ジョイント・ベンチャーからの撤退の際には多くのトラブルが生じることが通例であり、経験が豊富な弁護士等専門家のサポートを受けながら実施することが望ましい。

なお、中国側出資者が出資持分を手放すことによってジョイント・ベンチャーを解消する場合、外資規制上日本側出資者が当該持分を譲り受けられない場合には、現在の中国側出資者の代わりにジョイント・ベンチャー企業に出資する者を見つけなければならない。上記第3章第1節第3款3(3)で述べたように、代わりにジョイント・ベンチャー企業に出資をする者を早期に準備できなかったためにジョイント・ベンチャーの解消が遅れるリスクがあるため、このような外資規制上の制約がある場合、早期に探索や内々の打診を開始する必要がある。

第3節 タイにおける実務上の対応に関する提言

以下、第3章第2節第3款「4 まとめ」で整理したタイにおける外資規制等による問題点に対応する形で、タイにおける実務上の対応に関する提言を述べる。

1 外資規制制度の不明確さへの対応

(1) 規制対象事業かどうかの自主判断

タイにおいても、中国と同様、専門家の支援を受けるに際し、専門家に自社の事業内容を正確に把握してもらうことが重要であるが、外国人事業法別表3の事業範囲が相当に広い(例えば、いわゆる契約相手のブランドを付した OEM

¹²² 山下=飯島・前掲(50)

¹²³ 山下=飯島・前掲(50)

(Original Equipment Manufacturing) 製造が外国人事業法との関係では「その他のサービス業」に該当するとされる) ため、結局は外国人事業法の対象業種に該当する前提で対応を検討するケースが多い¹²⁴。

(2) 規制対象事業かどうかの判断に関する行政当局者対応

上記(1)のとおり、多くの事業が外国人事業法の対象業務に該当する可能性が高いため、外国人事業法の対象業務該当性について行政当局者に問い合わせ等を行うことは少ないが、行政当局者も一切の回答を拒絶するわけではない。問い合わせを行う際、書面照会により行政当局者が応じてくれる場合もあり、記録に残る形で当局の回答を得られるという観点からは望ましいが、外国人事業法の対象業種に該当するという保守的な回答が出される傾向にある¹²⁵。

(3) 外国人事業法の許可取得、投資奨励に関する行政当局者対応

外国人事業法に基づく事業の実施許可については、許可取得は困難であるうえに、担当者の裁量が大きいと指摘されている。許可が出されている先例がある場合にはある程度予測が可能であるが、先例が無い場合は許可が出されない可能性が高い前提で検討や申請をする必要がある。当局担当者とのコミュニケーションによって許可の見込みや(事業内容を限定するといった)許可を取るための示唆を得ることもあるが、最終的な決定は会議体が行う(例として、外国人事業法別表3の事業であれば外国人事業委員会の承認に基づき商務省事業開発局長が外国人事業許可を行う)ので、やりとりをしている担当者が前向きな見解を示していても最終的には許可が得られない場合もある¹²⁶。許可を得られるかどうかの事前検討においても、申請をする場合の当局者対応においても、実績のある専門家のサポートを受けることが有用である。

他方、投資奨励の対象として認可されることで外資規制対象事業を実施しよ

¹²⁴ 日系企業を支援する専門家への聞き取り調査(実施日:2023年2月28日)より。同年3月2日、同月3日、同月7日の聞き取り調査でも異なる専門家より同様の発言があった。

¹²⁵ 日系企業を支援する専門家への聞き取り調査(実施日:2023年2月28日)より。

¹²⁶ 日系企業を支援する専門家への聞き取り調査(実施日:2023年2月28日)より。同年3月7日の聞き取り調査でも異なる専門家より同様の発言があった。

うとする場合は、基準が明確であるほか、政府の担当機関であるタイ投資委員会も、原則としては認可実績を増やしていきたい立場であるため協力的で、外国人事業法上の許可と比べて利用しやすいとされている¹²⁷。

(4) 投資協定等及び投資仲裁の活用・大使館・領事館や各種経済団体を通じた申し入れ

中国と同様、タイにおいても、行政当局等の不当な作為又は不作為に対して、投資協定違反の主張や投資仲裁（協議において投資仲裁に言及することを含む）を活用することが選択肢として考えられる。また、日本大使館・日本領事館や各種経済団体を通じた申し入れやこれらへの相談が有用である点も中国と同様である（第2節2（4））。

上述した、2014年に、外国人事業法における「外国人」の基準に議決権比率を加える同法改正案が検討されたが、タイ外国人商工会議所連合会等による反対を経て実現に至らなかった事例は、外国資本の団体による意見表明や申し入れが奏功した例の1つである。

2 長期的・一般的な問題解決のためのアプローチ（他国企業の不当な優遇への対応を含む）

中国に関して述べたものと同様に、個々の問題事例に関する情報を大使館・領事館や各種経済団体に情報共有及び相談することによって、日本政府の動きによる、タイ側の制度や運用が一般的に改善されることに繋がり得る（第2節3）。

また、他国企業の不当な優遇を含む、タイの政策そのものに基づく問題点については、このような長期的なアプローチによる解決が必要と考えられる。

国同士の関係や長年の経済的な結びつきから、タイでは日本及び日系企業の存在感が大きく、日系経済団体がタイ政府幹部とのコネクションを持っているほか、タイ政府側も日系経済団体の申し入れに誠実に対応してくれる傾向にある旨回答した団体もあった¹²⁸。また、日タイ経済連携協定に基づくビジネス環境

¹²⁷ 日系企業を支援する専門家への聞き取り調査（実施日：2023年3月3日）より。同月7日の聞き取り調査でも異なる専門家より同様の発言があった。

¹²⁸ 日系企業の支援をする団体への聞き取り調査（実施日：2023年2月28日）より。

改善に関する小委員会には、民間団体も参加が可能で、バンコク日本人商工会議所の関係者も参加をしており、経済団体が直接タイ政府関係者に対して申し入れを行う機会となっている¹²⁹。

タイでは、外国人事業法に基づく許可制度が不明確であること、言い換えると、外国資本が外国人事業法上の「外国人」としてタイで事業を行うことについての予測可能性の低さも一因となって、ビジネス上の必要性がないにも関わらず、タイ資本にマジョリティ出資をさせ、外国資本とタイ資本のジョイント・ベンチャー企業を設立する対応が用いられ、それに伴うトラブルも生じてきた。長期的なアプローチによって外国人事業法に基づく許可制度の透明性を改善することができれば、このようなビジネス上の必要性の無い外資規制対応目的のジョイント・ベンチャー企業の設立を回避できる場面も増え、日本資本によるタイ現地法人の適切なコントロールにも繋がるものと思われる。

3 ジョイント・ベンチャー対応¹³⁰

(1) 内資ステータスを得るためのパートナー選定

これまで述べてきたとおり、タイでは、外国人事業法がサービス業一般等幅広い業種を規制対象としていることもあり、ビジネス的な観点からはタイ資本株主とのジョイント・ベンチャーを行う必要がないにもかかわらず、内資ステータスを得ることを目的として、タイ側が過半数を出資するジョイント・ベンチャー企業を設立するケースがしばしばある。そして、日本側株主が、タイ側株主によるジョイント・ベンチャーの企業が行う事業への実質的な関与を期待していないために、「タイ人やタイの会社であれば誰でもいい」という態度でジョイント・ベンチャーのパートナーを探し、ジョイント・ベンチャー企業の設立後に当該パートナーとトラブルになるケースが存在する。

タイ側のパートナー株主は、ジョイント・ベンチャー企業の共同株主として長

¹²⁹ 経済産業省ウェブサイト「日タイ EPA 発効日：2007年11月1日」、https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/th/jtepa.html、(最終閲覧日：2023年6月10日)

¹³⁰ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲(59)、山下＝飯島・前掲(63)、JETRO・前掲(68)

期的な関係を維持する相手方となる者であるし、内資ステータスを得るためには、タイ側が過半数出資を行い、原則としてタイ側がジョイント・ベンチャー企業の経営の支配権を有することになる。そのため、信用に足りるタイ側パートナー株主の選定は極めて重要で、慎重に検討をすべきである。

なお、タイでは、日系金融機関等が、内資ステータスを保有しているタイ法人を事実上保有しており、そのようなタイ法人（基本的には、日本側株主と協調して議決権を行使する）にジョイント・ベンチャー企業の過半数の株式又はキャスティングボートに相当する株式を保有してもらう例もある。ただし、このようなタイ法人は、多層的で複雑な出資構造を有しており、外国人事業法の観点からは内資ステータスを有していると認められても、土地法上は「外国人」に認定される可能性がある¹³¹。

（２）設立にあたっての株主間契約及び定款¹³²

ア 総論

中国同様、タイにおいても、ジョイント・ベンチャー企業の設立においては株主間契約及び定款（タイでは、会社の組織運営に関する規定は付属定款（Articles of Association）において定められる）の定めが非常に重要である。タイでは付属定款で相当に柔軟な定めを置くことができ、外国資本が出資するジョイント・ベンチャー企業では、会社ごとに様々な内容の定めがおかれている。以下、第２章同様、非公開株式会社を前提として論じる。

イ 議決権に関する定め

タイにおける複数議決権スキームが、当該スキームを現実に採用しているジョイント・ベンチャー企業が存在しているものの、現在及び将来において無効リスクを抱えたものである点は第４章第２節第２款で述べたとおりである。日本側株主としては、リスクのある同スキームは使用しない方法で、ジョイント・ベンチャー企業における自らの権限及び権利を保護できる仕組みを整えることが

¹³¹ 日系企業を支援する専門家への対する聞き取り調査（実施日：2023年2月28日）より。同年3月2日、同月3日の聞き取り調査でも異なる専門家より同様の発言があった。）

¹³² Chandler MHM Limited＝森・濱田松本法律事務所バンコクオフィス・前掲（1）、藤原・前掲（106）

より望ましい。

ウ 機関に関する定め

(ア) 役員等の選任

中国における役員を選任と同様、ジョイント・ベンチャー企業であるタイ非公開株式会社の取締役の選任に関し、株主総会の議決権比率にかかわらず、日本側株主の指名権を得ておくことが考えられる。タイの付属定款では、取締役の氏名に関して柔軟な定めを置くことが可能であり、例えば株式を株式に付された番号でグループ分けをして、グループ A は X 名の取締役、グループ B は Y 名の取締役を選任できるといった定めを置くこと（さらに、後述の署名権限取締役はグループ A の株主が選任した取締役の中から選ぶといった定めを置くこと）も可能である。

また、非公開株式会社では、日本のような監査役は機関として存在しない一方、外部の会計監査人を必ず選任しなければならない（民商法 1208 条）。日本側株主としては、日本側株主が手配し、日本側株主が（言語面も含めて）直接やりとり可能な会計監査人を選任することで、適切な監査と不正に対する牽制を行うことが考えられる¹³³。

(イ) 決議要件の設定及び加重

中国と同様、タイにおいても、ジョイント・ベンチャー企業のコントロールの確保のために株主間契約及び定款で株主総会や取締役会の決議事項を追加すること、また、拒否権を確保するために株主総会や取締役会の決議要件を加重することは有用である。

(ウ) 署名権限取締役の権限の設定

タイでは、会社を代表する権限を有するものとして、署名権限取締役が選任され、その具体的な氏名と権限が登記事項証明書によって公示される制度となっている。そして、当該署名権限取締役の権限は柔軟に設定をすることが可能である。例えば、一般的には署名権限取締役 A 及び B が単独で会社を代表することができるが、一定の事項については、A と B の連署がなければ会社を代表する効

¹³³ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲 (59)、山下＝飯島・前掲 (63)

力を有しない、といった定めも可能である。日本側株主としては、タイ側株主が指名した署名権限取締役が単独で不適切な行為をすることを防ぐために、このような署名権限取締役の権限設定を活用することも考えられる¹³⁴。

エ 情報へのアクセス権に関する定め

中国と同様、タイにおける株主間契約においても、情報へのアクセス権に関する定めを置くことは有用である。

オ 撤退及びジョイント・ベンチャーの解消に関する定め

撤退及びジョイント・ベンチャーの解消に関する定めについても、中国と同様の指摘があてはまる。ジョイント・ベンチャー企業の設立の時点において、株主間契約や定款において定めを置いておくことが非常に重要である。

(3) 設立手続き

中国について述べたものと同様、タイにおいても、当事者間で合意したとおりの設立手続きがなされているかを確認することが重要である。特にタイにおいては、第3章第2節第3款3(2)で述べたように、タイ語で作成された附属定款が登録されることになるため、実際に登録されるタイ語の附属定款の内容について確認する必要がある¹³⁵。万全を期す場合、附属定款等の登録手続きを現地の法律事務所(一定の信用性のある法律事務所が望ましい)に委託することとし、日本側株主のみ、もしくは日本側株主とタイ側株主が共同で当該法律事務所の依頼者となるということが考えられる。こうすることで、依頼者としての立場で、実際の登録手続きを行う現地法律事務所をコントロールすることが可能となる。また、実務上、定型的でなく、前例がないような条項を含んだ附属定款を登録しようとする、附属定款の登録を管轄する商務省の担当官が受付及び処理に難色を示すことがあるため、株主間で附属定款の内容について概ね合意に至ったタイミングで、商務省に事前相談を行うことが考えられる。

(4) 運営

中国について述べた運営における留意点は、タイでもあてはまるものであるが、タイの特徴として、日本側株主にとって、中国にもまして言語面の問題が大

¹³⁴ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲(59)、山下＝飯島・前掲(63)

¹³⁵ 山下＝飯島・前掲(63)、JETRO・前掲(65)

きいことが挙げられる。漢字もアルファベットも使用せず、単語の発音・綴りいずれも日本語との類似性がないことから、日本人がタイ語を上達することは相当に難しい。他方、日本語を使えるタイ人を雇用すること（特に、安価で雇用すること）は相当に困難である。そのため、日本株主が経営幹部をタイのジョイント・ベンチャー企業に派遣する場合、（当該日本人幹部が英語を使えることを前提に）従業員として英語を使える者のみを雇用して社内の公用語を英語とするか、日本人幹部はタイ語しか解さない一般のタイ人従業員とコミュニケーションをほぼ取れない状況になっている会社が多い。

特に後者の場合、日本人幹部とやりとりができないタイ人従業員は、自然とタイ側株主が派遣した幹部の影響を受けやすくなり、出資比率や株主間契約・付属定款の定めにかかわらずタイ側株主がジョイント・ベンチャー企業を実質的にコントロールする状況になりかねない。

対応は容易ではないが、日本側株主が取るべき手立てとしては、日本側株主に近い人材として、タイ語が堪能かつ日本語又は英語で日本側株主とコミュニケーションが取れる者を幹部として確保しておくことや、不正防止のためのモニタリング及び牽制として上述の会計監査人や税務会計アドバイザーを活用することが考えられる¹³⁶。

（５） 撤退・ジョイント・ベンチャーの解消

中国について述べたのと同様、株主間契約及び定款で定めを置いているにもかかわらず、実際の撤退やジョイント・ベンチャーの解消には困難が伴う。

タイにおけるジョイント・ベンチャーの清算の際でも、①取引先との関係、②従業員との関係、③税務対応が問題となりがちで、平時からの備え、清算実行にあたっての綿密な計画と、専門家のサポートがいずれも重要となる。タイ側株主がその株式を譲渡する形式でジョイント・ベンチャーの解消が行われる場合には、外資規制の関係で、代わりとなる内資ステータスを保有するタイ側株主を確保する必要がある点も、中国と同様である。

¹³⁶ アジア・太平洋会社法実務研究会＝法務省法務総合研究所国際協力部・前掲（59）、山下＝飯島・前掲（63）

第6章 結語

本研究では、対象各国の外資規制の現状を整理した上で、特に取り上げた中国及びタイの2カ国については、その外資規制の沿革と日本資本が直面している問題点、そしてこれに対して実施されている政策上及び実務上の対策を分析するとともに、実務上の対策に関する提言を行った。中国及びタイにおいて日本資本が直面している問題点や、実務上の対策については、実務の中で日々生じ、発展しているものであるが、実践知・経験知に属するものも含め、一定の整理及び言語化を行うことができたのではないかと考えている。

また、本研究で特に取り上げた中国及びタイの2カ国は、国家体制や現在の市場規模、経済力、技術力等の要素が異なっているものの、外資規制によって日本資本に生じる課題や、それに対する政策上・実務上の対応及び本論文における実務上の対応の提言事項には共通点が見られた。

アジア新興国で事業活動を行うための会社法制や外資規制の制度、実務上受け入れられている外資規制対応策は国ごとに異なるため、具体的な対応は国ごとに検討をせざるを得ない。他方、専門家を起用することの重要性、大使館・領事館や経済団体を通じた申し入れや長期的アプローチも視野に入れる点、内国資本との間でジョイント・ベンチャー企業を設立する際、制度上可能な範囲で自らの利益保護を試みるべきであるといった基本的な視点は、当該国の特定の制度を前提としないものであり、中国及びタイ以外の新興国にも妥当するようと思われる。中国、タイに限らず、日本資本による新興国への進出に何らかの形で本研究が役立つことがあれば望外の喜びである。

以上

【参考文献及び資料一覧】

法律等の条文及びその翻訳については除く。

(日本語文献)

- ・ アジア・太平洋会社法実務研究会、法務省法務総合研究所国際協力部編『東南アジア 4 か国のジョイント・ベンチャー法制と実務対応——インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム』（商事法務、2021）（筆者も本文献の執筆に参加している。）
- ・ ArayZ ウェブサイト「バンコク日本人商工会議所、『タイ新政府への要望書』を提出」、<https://arayz.com/old/jccthaigov/>
- ・ 池上隆介「日中韓投資協定のポイントと日中韓 FTA への期待」日中経協ジャーナル 222 号 16 頁（2012）
- ・ 石川知子＝石戸信平＝田代夕貴「Web 解説 TPP 協定 ver. 3(2019/2/28) 第 10 章 国境を超えるサービスの貿易（本則）」（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）、
https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/10.1_service_text_v3.pdf
- ・ 射手矢好雄「中国ビジネスの外資規制緩和と外国投資法の立法動向」日中経協ジャーナル 287 号 4 頁（2017）
- ・ 井上諒一「インドネシアオムニバス法の動向・日本企業への影響」商事法務 2260 号 48 頁（2021）
- ・ 臼井隆行「外商投資法」、<https://yohiralo.com/0-0/>
- ・ 榎本啓一郎「海外事業投資と外資規制——タイ国「外国人事業法」に関する考察」福岡大學商學論叢 175 号 123 頁（2004）
- ・ 遠藤誠「中国への技術移転の法規制に関する最近の動き ～外商投資法の公布、技術輸出入管理条例と中外合弁経営企業法実施条例の改正～」、
https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/china_gijutsuiten_01.pdf
- ・ 外務省ウェブサイト「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page23_002473.html
- ・ 外務省ウェブサイト「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協

- 定]、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty166_15.html
- ・ 外務省ウェブサイト「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_5.html
 - ・ 外務省ウェブサイト「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）の解説」、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/service/gats.html>
 - ・ 外務省ウェブサイト「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」、
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/index.html>
 - ・ 外務省ウェブサイト「日・ASEAN 包括的経済連携協定」、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/index.html、
 - ・ 外務省ウェブサイト「日本・インド包括的経済連携協定」、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_india/index.html
 - ・ 外務省ウェブサイト「日本の FTA 戦略 5. EPA/FTA の戦略的優先順位（如何なる国と如何なるタイミングで EPA/FTA を結ぶのか）」（2002 年 10 月公表）、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/senryaku_05.html
 - ・ 梶田幸雄「日中投資保護協定の意義と内容」海外事情昭和 63 年 9 月号 58 頁（1988）
 - ・ 加地良太「日中韓投資協定の概要と FTA 交渉に向けた課題」立法と調査 340 号 3 頁（2013）
 - ・ 川合正倫「中国：当局、従業員対応、合弁パートナー等との交渉」ビジネス法務 2021 年 1 月号 60 頁（2021）
 - ・ 川崎勝暉「日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP 協定）におけるサービス貿易及び投資に関する規律～第一改正議定書の発効～(1) サービス貿易の自由化」国際商事法務 48 卷 11 号 1485 頁（2020）
 - ・ 川崎勝暉「日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP 協定）におけるサービス貿易及び投資に関する規律～第一改正議定書の発効～(2) 投資の保護及び自由化（上）」国際商事法務 48 卷 12 号 1661 頁（2020）
 - ・ 川崎勝暉「日・ASEAN 包括的経済連携協定（AJCEP 協定）におけるサービス貿易及び投資に関する規律～第一改正議定書の発効～(2) 投資の保護及び自由化（下）」国際商事法務 49 卷 1 号 23 頁（2021）

- ・ 川島富士雄「中国におけるデジタルプラットフォーム事業者の規制強化—独占禁止法を中心に—」（独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト）、
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/22j009.pdf>
- ・ 川島富士雄「連載講座 中国独占禁止法—法運用と競争政策の行方—第 11 回 行政独占規制と公平競争審査制度」公正取引 817 号 61 頁（2018）
- ・ 韓晏元『中国のビジネス実務 判例から学ぶ契約書の作成と運用 Q&A100』（第一法規、2014）
- ・ 国松麻季「RCEP コメントール〈第 6 回〉第 8 章 サービスの貿易 第 9 章 自然人の一時的な移動」貿易と関税 69 巻 9 号 68 頁（2021）
- ・ 熊琳「実例で知る中国最新法務事情 第 2 回 事例から見る合弁解消 中途解約における最も典型的な落とし穴」日中建協 NEWS203 号 10（2013）
- ・ 経済産業省「海外ビジネスで直面するトラブルへの対応～投資協定の活用～（2022 年 2 月）」、
https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2022/02/20220317seminar_document.pdf
- ・ 経済産業省ウェブサイト「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html
- ・ 経済産業省「2022 年版不公正貿易報告書 第 I 部 各国・地域別政策・措置 第 2 章 ASEAN 諸国」、
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_01_02.pdf
- ・ 経済産業省「2022 年版不公正貿易報告書 第 II 部 WTO 協定と主要ケース 第 12 章 サービス貿易」、
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2022/pdf/2022_02_12.pdf
- ・ 経済産業省ウェブサイト「日タイ EPA 発効日：2007 年 11 月 1 日」、
https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/th/jtepa.html
- ・ 国際貿易投資研究所編『世界主要国の直接投資統計集 2021 年版 2（国別

- 編) (ITI 調査研究シリーズ ; no. 119)』 (2021)
- ・ 財務省「報道発表資料 (発表日別)」内の令和3年4月8日 (木) 発表第2次速報のうち令和2年暦年の「付表2」、
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/revised/bprfdi20200112.pdf
 - ・ 佐々木将平「新興国コンプライアンス最前線(第4回)タイ 外資規制に関する最新動向とその対応策」ジュリスト 1480号 84頁 (2015)
 - ・ 曾我貴志監修、住田尚之編『中国契約マニュアル (第4版) —主要契約条項の日中対照文例集』 (中央経済社、2020)
 - ・ Chandler MHM Limited=森・濱田松本法律事務所バンコクオフィス『最新タイのビジネス法務 [第2版]』 18頁以下 (商事法務、2019)
 - ・ 中国日本商会「中国経済と日本企業 2022 白書」、
http://www.cjcci.org/cj_pdf/2022bs/2022_All_JP.pdf
 - ・ 陳肖盈「中国における VIE 構造企業結合規制について」公正取引 831号 39頁 (2020)
 - ・ 独立行政法人日本貿易振興機構「会社設立の際によく起きるトラブルと解決方法 ～ その 2 」、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/05001095/05001095_001_BUP_1.pdf
 - ・ 独立行政法人日本貿易振興機構「外商投資企業クレームの手続き・必要書類 最終更新日 : 2020年12月11日」、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/cn/invest_09/pdfs/cn12C010.pdf
 - ・ 独立行政法人日本貿易振興機構「中国の技術移転関連の法令、政策、慣行を問題視 (米国) 1974年通商法 301条の USTR 調査報告書」、
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/576d6a1648358d2c.html>
 - ・ 独立行政法人日本貿易振興機構「中国の経済安全保障に関する制度情報」、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/580a6448fa87f0bb/20210056_01.pdf
 - ・ 独立行政法人日本貿易振興機構ウェブサイト「直接投資統計」

(<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>) 内の「長期データ 対外」、及び「参考：日本の直接投資（報告・届出ベース）2004年度で更新終了」のうち「対外」

- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構「日本企業がタイ企業をパートナーとしてビジネスを始める際の留意点～ 製造業を中心とした契約形態別のポイント～ 2015年9月」、
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/6158c5a28efdb378/20150077-1.pdf
- ・ 西村あさひ法律事務所編『インドのビジネス法務』（有斐閣、2020）
- ・ 西村あさひ法律事務所編『タイのビジネス法務』（有斐閣、2021）
- ・ 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言 2021年3月」、
https://www.jcweb.or.jp/publics/download/?file=/files/content_type/type019/1760/202103221126574283.pdf
- ・ 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言 2022年3月」、
https://www.jcweb.or.jp/publics/download/?file=/files/content_type/type019/1862/202204050815582144.pdf
- ・ 日本経済新聞「中国、ハイテクで外資『排除』設計・開発・生産、中核技術移転求める」電子版 2022年7月6日、
<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ062357710W2A700C2MM8000/>
- ・ 日本経済新聞「複合機に中国新規制の動き 日本企業、技術流出に警戒」電子版 2022年9月1日、
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQ0UC305B1030082022000000/>
- ・ 平井宏治「VIEスキームとは何か：日本企業が中国企業をM&Aできない仕組みを解説する」日本戦略研究フォーラム季報 92号 72頁（2022）
- ・ 福永有夏「RCEPコンメンタール〈第7回〉第10章 投資」貿易と関税 69巻 10号 32頁（2021）
- ・ 藤本豪『中国ビジネス法体系 第2版』（日本評論社、2017）
- ・ 藤原総一郎編著『株主間契約・合弁契約の実務』（中央経済社、2021）

- ・ 古田啓昌＝井上葵「中国ビジネスにおける投資仲裁の可能性 日本企業による日中韓投資協定の活用」The Lawyers9 卷11号16頁(2012)
- ・ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会ウェブサイト「「2021年版」新規意見速報版—各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望—「タイ」、
<https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s123.pdf>
- ・ 貿易・投資円滑化ビジネス協議会ウェブサイト「「2021年版」新規意見速報版—各国・地域の貿易・投資上の問題点と要望—「中国」、
<https://www.jmcti.org/mondai/pdf/s106.pdf>
- ・ 法務省ウェブサイト「インドネシア会社法に関する報告書」、
<https://www.moj.go.jp/content/000111051.pdf>
- ・ 法務省ウェブサイト「ベトナム社会主義共和国憲法の概要」、
<https://www.moj.go.jp/content/000110979.pdf>
- ・ 村上幸隆「中国進出企業のリスクマネジメント」予防時報213巻42頁(2003)
- ・ 森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループ編『ベトナムのビジネス法務』(商事法務、2018)
- ・ 築瀬正人＝趙雪巍『図表でわかる中国進出企業の合弁解消プランニング—多難な中国事業の撤退・縮小をスムーズに行うために—』(第一法規、2017)
- ・ 山下眞弘＝飯島奈絵編著『一米・中・東南アジアとの取引を中心に理解する—弁護士として知っておきたい国際企業法務』(第一法規、2023)(筆者も本文献の執筆に参加している。)
- ・ 劉新宇編著『中国進出企業 再編・撤退の実務』(商事法務、2012)
- ・ 柳陽「VIEスキームによる外資の中国進出」日中法律家交流協会報48号19頁(2012)
- ・ 渡邊真理子＝加茂具樹＝川島富士雄＝川瀬剛志「中国のCPTPP参加意思表明の背景に関する考察(改訂版)」(独立行政法人経済産業研究所ウェブサイト)、
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/21p016.pdf>

(中国語文献)

- ・ 崔凡＝蔡開明「《中華人民共和国外商投資法》初探」上海對外經貿大學學報 Vol. 26、No. 3、14頁(2019)

- 臼井隆行「中国の新外商投資法：40 年の改革開放之間對外資措施的主要變化以及保護外国投資者權益的新工具」中国人民大学法学院修士論文（未公刊）

（英語文献）

- Supasit Saypan, “LEGAL PROBLEMS CONCERNING NOMINEE ARRANGEMENTS IN RELATION TO FOREIGN BUSINESS UNDER THAI LAWS” , Thammasat Business Law Journal Vol.10 2020, p.80 (2020)
- Wayne M. Morrison, “China’ s economic rise: History, trends, challenges, and implications for the United States.” , <https://fas.org/sgp/crs/row/RL33534.pdf>